

大崎町 地球温暖化対策実行計画

【区域施策編】



令和5年2月 大崎町

目次

第1章 計画策定の基本的事項・背景及び意義

- 1 策定の背景・意義 4
- 2 計画の意義と位置付け 10

第2章 本町の地域特性

- 1 自然的特性 12
- 2 社会的特性 13

第3章 温室効果ガス排出量及び吸収量の現況と将来推計

- 1 温室効果ガス排出量の現況 20
- 2 温室効果ガス排出量の将来推計 33
- 3 森林による吸収量 34

第4章 温室効果ガスの排出・吸収の量に関する目標

- 1 目標設定の基本的な考え方 35
- 2 総量削減目標等 37
- 3 部門別削減目標等 38

第5章 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

- 1 対策・施策の進め方 40
- 2 排出部門・分野別対策 40
- 3 施策の実施に関する目標 81

第6章 気候変動の影響への適応

- 1 気候変動の影響への適応 82
- 2 地域気候変動適応計画 82

第7章 計画の推進

- 1 計画の推進体制 83
- 2 各主体の役割 84
- 3 計画の進捗管理 86
- 4 計画の見直し 86

資料編

- 1 温室効果ガス排出量の推計方法 88
- 2 2013, 2019年度現況の活動量推計方法 89
- 3 2030年度現状すう勢ケースの活動量推計方法 93

第1章 計画策定の基本的事項・背景及び意義

1 策定の背景・意義

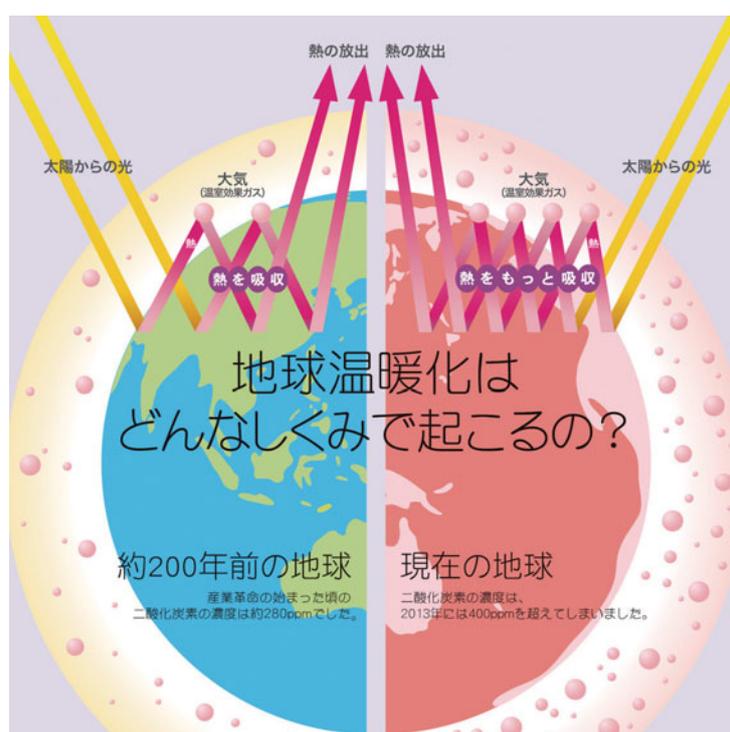
(1) 地球温暖化と気候変動の現状

ア 地球温暖化のしくみ

太陽から地球に届いたエネルギーによって地球が暖められます。暖まった地表面からエネルギーは宇宙に放出されます。そのエネルギーの多くは、大気中に含まれる二酸化炭素等の温室効果ガスに吸収され、再び地球に向けて放射され地表や大気を暖めます。その結果、大気中に温室効果ガスがない場合に比べ、気温が高く保たれることとなります。これを「温室効果」と呼んでいます。この温室効果により、現在の地表付近の平均気温は、14℃前後に保たれています。もしも、この温室効果が全くないとしたら、地表付近の平均気温は氷点下19℃くらいになると言われています。

温室効果ガスによる、適度の温室効果は、現在地球上で見られる多様な生物が生きるために不可欠なものです。

しかし、18世紀半ばに始まった産業革命以来、石油や石炭などの化石燃料の大量消費により成り立つ社会システムを構築してきたため、大気中の二酸化炭素等の温室効果ガス濃度が増加しています。その結果、温室効果が強められ、地球全体の温度が自然変動の範囲を超えて上昇する「地球温暖化」が起こっています。



温室効果のメカニズム

資料 全国地球温暖化防止活動推進センター

イ 気候変動の現状

地球温暖化への影響が最も大きい温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）の地球全体の濃度は、年々増加しています。

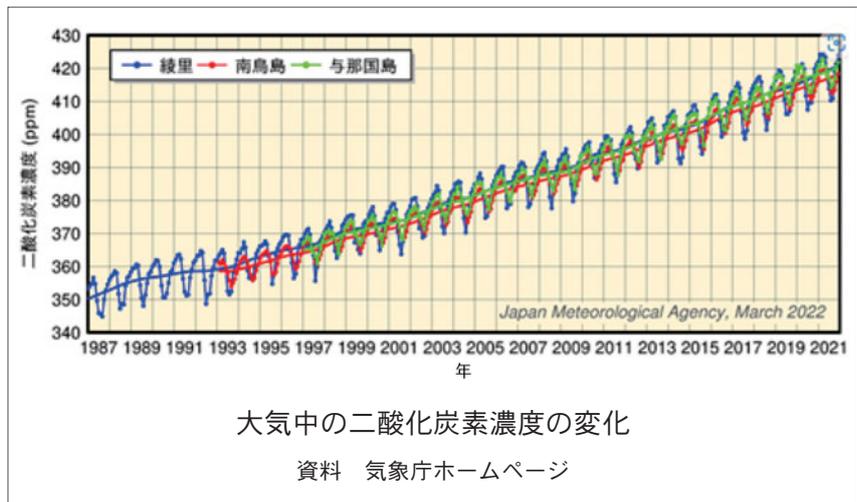
気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」といいます。）の第6次評価報告書（以下「AR6」といいます。）では、人間活動の影響で地球が温暖化していることについて

は「疑う余地がない」と評価されました。また、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れているとされています。二酸化炭素濃度は、第一に化石燃料からの排出、第二に土地利用変化による排出により増加したとされています。二酸化炭素以外の温室効果ガスであるメタン（CH₄）や一酸化二窒素（N₂O）の大気中濃度も、人間活動により1750年以降、全て増加しています。

日本国内では、気象庁によって人為的な影響が少ない地点として選ばれた綾里（岩手県）、南鳥島（東京都）、与那国島（沖縄県）の3地点において、地球温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスの観測が行われています。このうち綾里では、地球温暖化問題が注目されはじめた1987（昭和62）年に二酸化炭素濃度の観測が開始され、既に30年以上のデータが蓄積されていますが、観測開始以来継続して濃度上昇が観測されています。

鹿児島県における年平均気温の100年当たりの変化傾向をみると、鹿児島地方気象台で1.92℃の割合で上昇しており、日本の年平均気温の上昇割合（100年当たり1.28℃）よりも大きくなっています。

（この段落は上記の文脈から補完された内容です）



(ア) 環境への影響

IPCCのAR6は、「人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人間に対して、広範囲にわたる悪影響と、それに関連した損失と損害を、自然の気候変動の範囲を超えて引き起こしている。」としています。その上で、地球の温暖化は疑う余地がなく、その結果、気温の上昇、極端な大雨の頻度や強度の増加、海面の上昇や極端に高い潮位の発生など、様々な現象が世界中で起こっている観測事実として挙げられるとしています。

(イ) 気候変動の影響

IPCCのAR6においては、今後更に温暖化が進むにつれて、より頻繁に極端現象が生じると予測されており、産業革命前に50年に1度しか起きなかったレベルの極端な高温が、世界平均気温が既に1℃温暖化した現在では4.8倍、温暖化が1.5℃まで進めば8.6倍、2℃まで進めば13.9倍の頻度で生じるとされています。

既に気候変動は自然及び人間社会に影響を与えており、今後、温暖化の程度が増大すると、深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まることが指摘されています。

日本においても、気温の上昇や大雨の頻度の増加、降水日数の減少、海面水温の上昇等が現れており、高温による農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、気候変動の影響が既に顕在化しています。

本町においても、農林水産業、水環境、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、国民生活・都市生活などの分野で影響が確認されています。



日本における気候変動の影響

資料 環境省ホームページ

(2) 地球温暖化対策を巡る社会動向

ア 国際的な取組

1992（平成4）年の国連総会において「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択されました。その後、毎年締約国会議が開催され、1997（平成9）年の第3回締約国会議（COP3）は日本の京都で開催され、先進国全体の2008（平成20）年から2012（平成24）年までの温室効果ガス排出量を1990（平成2）年比で少なくとも5%削減することを目的とした京都議定書が採択されました。2015（平成27）年にフランスのパリで開催された第21回締約国会議（COP21）では、全ての国が参加する公平で実効的な2020（令和2）年以降の法的枠組みの採択を目指した交渉が行われ、その成果として「パリ協定」が採択されました。パリ協定においては、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することや、主要排出国を含む全ての国が気候変動に対する世界全体での対応に向けたNDC（国が決定する貢献）を5年ごとに提出・更新すること等が規定されました。

2018（平成30）年にはIPCC「1.5℃特別報告書」が公表されました。将来の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界の二酸化炭素排出量が正味ゼロとなっていることが必要であることなどが示されました。

イ 日本における取組

日本は、1997（平成9）年に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書で、2008（平成20）年から2012（平成24）年の間において、温室効果ガス排出量を1990（平成2）年度と比べ6%削減するという目標を約束しました。翌1998（平成10）年10月には、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が公布され、1999（平成11）年4月に施行されました。

2002（平成14）年には、地球温暖化対策推進法に基づいて京都議定書目標達成計画を策定し、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を講じた結果、京都議定書の目標を達成しました。

2015（平成27）年には、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を、2013（平成25）年度比で26.0%減（2005（平成17）年度比で25.4%減）とすることを決定して国連に提出し、翌2016（平成28）年には、地球温暖化対策推進法に基づく「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

2020（令和2）年は、2015（平成27）年に提出した地球温暖化対策の水準から、更なる削減努力の追及に向けた検討を開始することを表明する目標を国連に提出しました。

内閣総理大臣は、2020年10月、国会の所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、翌2021（令和3）年4月の地球温暖化対策推進本部において、2050年目標と統合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続ける旨を表明しまし

た。

新たな目標が示されたことを受けて、同年5月に地球温暖化対策推進法が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念に位置付けられるとともに、同年10月には、「地球温暖化対策計画」と「エネルギー基本計画」が改定されました。

2018(平成30)年には気候変動適応法が制定され、同年11月には、同法に基づく「気候変動適応計画」が策定されました。同計画は、2020(令和2)年12月に公表された気候変動影響評価報告書を踏まえ、翌2021(令和3)年10月に変更されています。

ウ 鹿児島県における取組

鹿児島県では2005(平成17)年に鹿児島県地球温暖化対策推進計画を策定し、その後平成23年3月に鹿児島県地球温暖化対策実行計画を策定(平成30年3月改定)しています。

2010(平成22)年3月に地球温暖化対策に関し、県、事業者、県民等の責務や具体的な取組の方向を定めることにより、効果的な地球温暖化対策の推進を図り、将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、鹿児島県地球温暖化対策推進条例制定(平成28.12, 令和3.10, 令和4.3改正)しました。

2005(平成17)年3月、地球温暖化対策推進法の規定に基づき、本町の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制目標(2010(平成22)年に2002(平成14)年比1.1%削減)を定め、そのための施策を総合的かつ計画的に進めるため「鹿児島県地球温暖化対策推進計画」を策定しました。

2008(平成20)年に地球温暖化対策推進法が改正され、都道府県等はその区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に関する地域実行計画を策定することとされたこと、また、2010(平成22)年3月に制定された県地球温暖化対策推進条例においても同様の規定がなされたことから、2011(平成23)年3月、2020年度の温室効果ガス排出量を1990(平成2)年度比30%削減する中期目標等を掲げた「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

2018(平成30)年には、同計画策定後の地球温暖化対策に関する国内外の動向やエネルギー情勢の変化を踏まえ、2030年の温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比24%(森林吸収量を合わせて33%)削減、2050年度までに80%削減する目標等を掲げるとともに、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画としても位置付けるなどの改定を行いました。

2023(令和5)年3月、地球温暖化対策推進法の改正や国の「地球温暖化対策計画」の改定を踏まえ、2030年度の温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比46%削減する目標を定め、その達成のために対策・施策を充実させるとともに、新たに施策の実施に関する目標や、市町村が定める促進区域に係る環境配慮基準を定めるなどの改定を行い、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて取り組むこととしています。

エ 本町における取組

本町では2006（平成18）年に大崎町地球温暖化防止活動実行計画（事務事業編）を策定して役場が率先して温暖化対策を進めてきました。

また、令和4年4月14日には、大崎にかかわるすべての人が、地球温暖化による危機的状況に正面から向き合い、地球温暖化に対応した「新たな行動変容」を起こしていくことが必要なことから、住民、事業者、各種団体、行政機関が連携し、「ゼロカーボン」に向けて取り組んでいくことを宣言しています。

ゼロカーボン推進宣言

大雨や台風等に起因する自然災害をはじめとする地球温暖化の影響は、世界で深刻化しています。令和2年7月豪雨では、本町においてもライフラインや公共施設の被害等、大きな爪痕が残りました。先人が築きあげた白砂青松の地である「くにの松原」でも、松林の生育やそこを利用する絶滅危惧種のアカウミガメやコアジサシを初めとする生き物たちへの地球温暖化による影響が危惧されています。

また、地球温暖化の影響は、県下ではヤンバルトサカヤズデやセアカゴケグモなどの南方系害虫の侵入、水稲の品質低下や果樹の生育不良、畜産への影響など、様々な事象が確認されており、県内有数の農産地域である本町において看過できない状況です。さらに日本では、毎年1,000名以上の方が熱中症で亡くなっており、南方系の伝染病であるデング熱が発生するなど、生命を脅かすような事態も起こっています。

地球温暖化対策は、喫緊の課題であり世界がひとつとなり同じ目標に向かって取り組むことが重要です。2015年に合意されたパリ協定において、「産業革命前からの世界平均気温上昇を2℃未満とする」目標が国際的に広く共有されるとともに、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに温室効果ガスの実質排出量をゼロにする必要がある」ことが示されました。今まさに、私たち一人ひとりが地球規模の問題を地域レベルでも捉え、地球温暖化対策に取り組むことが求められています。

本町は20年前に「ごみを燃やさない」という決断をし、みんなの努力でごみを資源化して、通算14回「リサイクル率日本一」を達成してきています。このごみ分別の取組は高く評価され、国際協力事業にも発展しています。これは、大崎町に暮らすすべての人が「混ぜればごみ、分ければ資源」を合い言葉にした行動変容により成しえた、衛生自治会の取組「大崎システム」の成果です。

今こそ大崎にかかわるすべての人が、地球温暖化による危機的状況に正面から向き合い、地球温暖化に対応した「新たな行動変容」を起こしていくことが必要です。地球温暖化に対する取り組みを強めることで、住みやすく健康に暮し、働いていける大崎町を末永く維持することができるのです。そのために、私たちは2050年までの取り組みの目標として、大崎町域からの温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにすることをここに宣言します。

- 1 事業者や住民、各種団体、行政機関が連携し、エネルギー源を化石燃料に頼らない新たな社会づくりを進めます。
- 2 地域の特性を活かした再生可能エネルギーを積極的に導入していきます。
- 3 再生可能エネルギーを積極的に活用し、エネルギーの無駄を省く生活スタイルへの変革に取り組みます。
- 4 森林を適正に維持管理し、十分な吸収量を確保します。

令和4年4月14日

大崎町長 東 靖弘

2 計画の意義と位置付け

(1) 計画の意義と改定の背景

本計画は、本町の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出削減等のための対策・施策を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガスの排出削減目標を定め、その削減に向け、町民・事業者・環境保全活動団体・行政等のそれぞれの役割に応じ、また、互いの連携による取組を進めるための具体的な行動指針などを定めたものです。

併せて、気候変動の影響に対処するため、適応に関する基本的な方向性や適応策などを定めています。

(2) 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付けます。

(3) 計画期間

本計画の期間は、2023（令和5）年度から2030年度までの8年間とします。

(4) 基準年度

国の「地球温暖化対策計画」における削減目標の基準年度に合わせ、2013（平成25）年度とします。

(5) 目標年度

国の「地球温暖化対策計画」における削減目標の目標年度に合わせ、2030年度とします。

(6) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法で定められた以下の7種類のガスとします。

計画の対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類		地球温暖化	
二酸化炭素 (CO ₂)	石油、石炭等の化石燃料（エネルギー起源）や廃棄物等（非エネルギー起源）の燃焼から発生	1	
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の消化管内発酵、廃棄物の埋立などから発生	25	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	窒素肥料の使用、工業製品の製造などにより発生	298	
代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	エアコンや冷蔵庫の冷媒などに用いられる人工物質	12 ~ 14,800
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体の製造などに用いられる人工物質	7,390 ~ 17,340
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気の絶縁体などに用いられる人工物質	22,800
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体の製造などに用いられる人工物質	17,200

※ 地球温暖化係数

温室効果ガスは種類により温室効果の程度が異なるため、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素を1とした場合の相対値で表したものが「地球温暖化係数」であり、通常100年間の温室効果の強さで表す。なお、表記した係数は、地球温暖化対策推進法施行令で定められた値。

第2章 本町の地域特性

1 自然的特性

(1) 地 勢

大崎町は鹿児島県の東南部、大隅半島の東側に位置し、東部は志布志市、西部は鹿屋市、南部は東串良町、北部は鹿屋市、曾於市に接しています。大崎町の面積は、100.67km²であり、東西方向に約8km、南北方向に約18kmと南北に細長く、町の中央部を100mの等高線が通り、標高150mから200mの丘陵地帯である北部から、南部の志布志湾岸に向かってゆるやかな勾配をなしています。町の北部には山林、原野が多く、中間の台地は畑地、南部は志布志湾に注ぐ菱田川、田原川、持留川の3つの河川沿いに水田地帯が広がっています。

(2) 気 候

鹿児島県の気候区は、山岳部の冷温帯から暖温帯、亜熱帯へと広範囲に及んでおり、本町は暖温帯に位置づけられます。鹿児島地方気象台の年平均気温は19.3℃(2021(令和3)年年間日平均値)で、県庁所在地では沖縄県的那覇市に次いで全国で2番目に高くなっています。年降水量は2,782.0mm(2021(令和3)年値)で、温暖多雨の気候といえます。

(3) 自 然

県本土域は、現在は暖温帯に属し南九州地域の生態系が見られます。志布志湾に面した約7kmの海岸線一帯は日南海岸国定公園に指定されています。海岸に連なる松林は「くこの松原」として「日本の白砂青松100選」にも選定され、キャンプ場、プール、クロスカントリーコースが整備されており、レジャーやトレーニングを目的に多くの人々が訪れています。

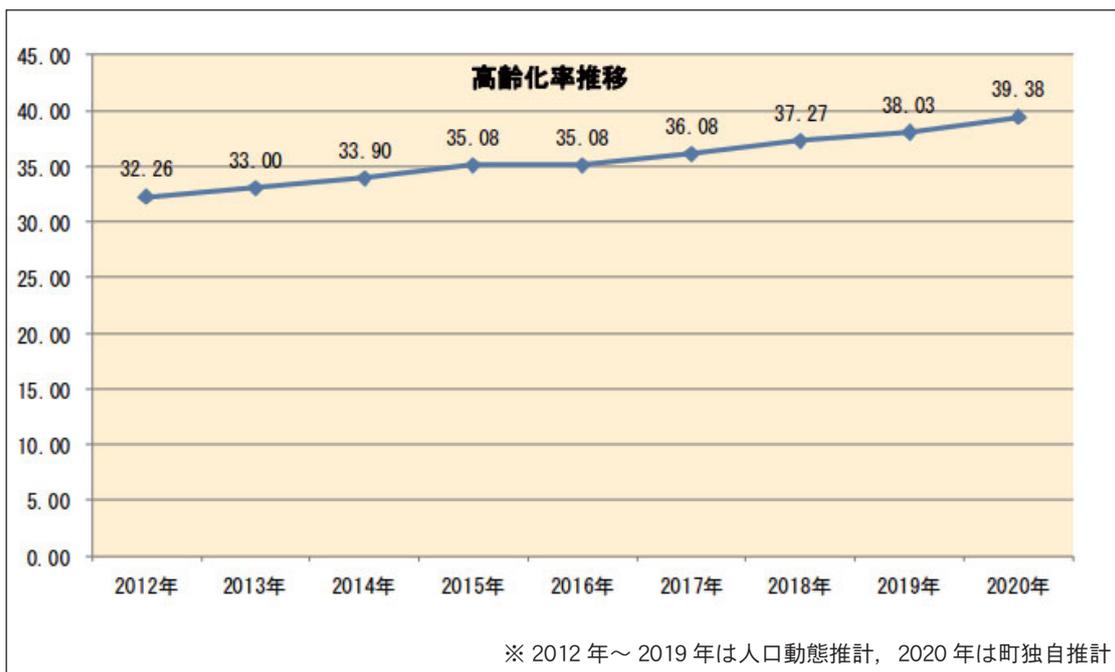
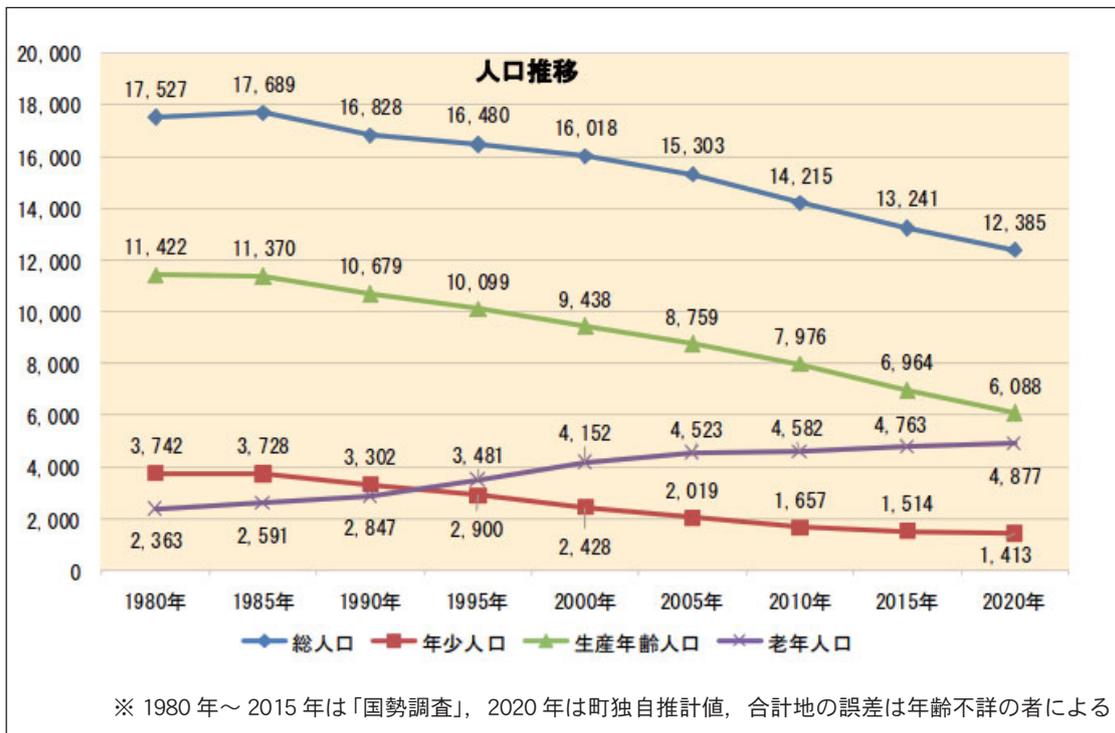
また、山間部には、「四季の森」や「いこいの森」も観光地として整備されており、眼下には志布志湾を一望することができます。

2 社会的特性

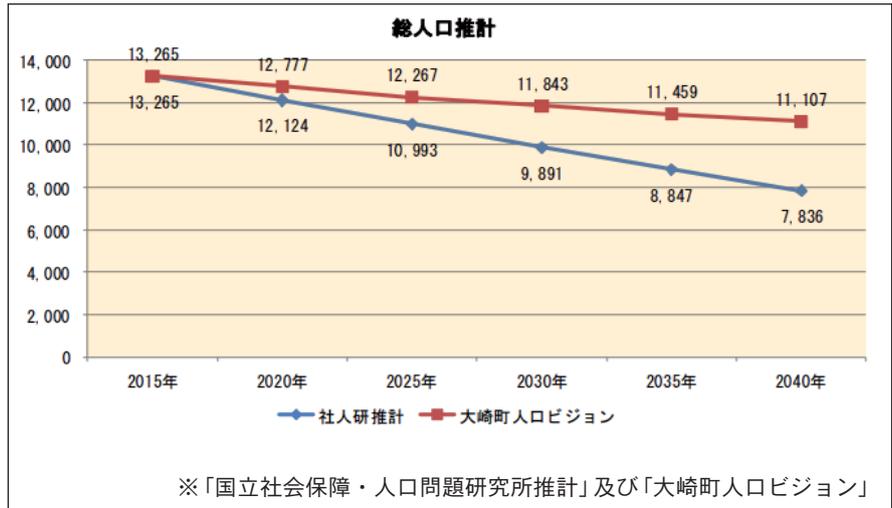
(1) 人口及び世帯数

ア 人口

大崎町の人口は、1955年（昭和30年）以降、減少の一途をたどり、2020年（令和2年）人口は、12,385人〔町推計値〕となっています。また、高齢化率（65歳以上）も上昇しており、2020年で39.38%と、県平均33.3%より高い割合となっています。



国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、大崎町の人口は2040年（令和22年）には7,836人と予測されており、その内訳は年少人口が10.97%、生産年齢人口が43.86%、高齢人口が45.15%とされ、2055年までは生産年齢

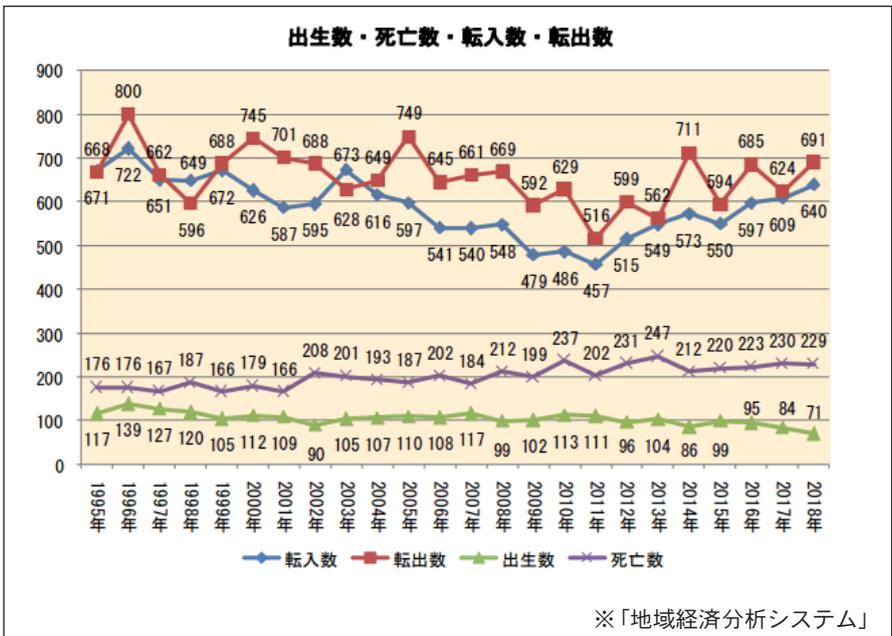


人口率は減少、老年人口率は上昇し、年少人口率は横ばいで推移しますが、2055年（令和37年）以降は、全ての年齢区分割合が横ばいで推移することが予測されています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計値を外挿して、2050年の人口を推計すると5,664人、大崎町人口ビジョンの推計を外挿した場合10,244人となります。

イ 世帯数及び1世帯当たりの人員数

世帯構成別にみると、2015年（平成27年）国勢調査時において2.18人であった1世帯あたり人員が2020年（令和2年）は2.10人と、1世帯あたり人員も縮小しており、特に2015年（平成27年）に25.47%であった高齢者の単身世帯が2020年（令和2年）においては27.27%となっています。合計特殊出生率においては、1.88%となっており、全国の1.43%、鹿児島県の1.68%と比較すると高い状況にありますが、人口ビジョンで目標とする2040年（令和22年）合計特殊出生率2.10には届いておらず、さらに、出生数も年々、減少しています。



(2) 産業構造

大崎町は豊かな自然を背景とした農業が基幹産業として営まれています。鹿児島が全国に誇るブランド牛「鹿児島黒牛」、鹿児島の代名詞ともなっている「かごしま黒豚」の生産はもとより、ブロイラーの生産も盛んです。加えて、広大な畑地を活用した露地野菜、ハウスで栽培される熱帯果樹や豊かな水を生かした養殖うなぎも全国有数の生産量となっており、これらの農畜産物・水産物等を加工する製造業も日本トップクラスの生産量を誇ります。

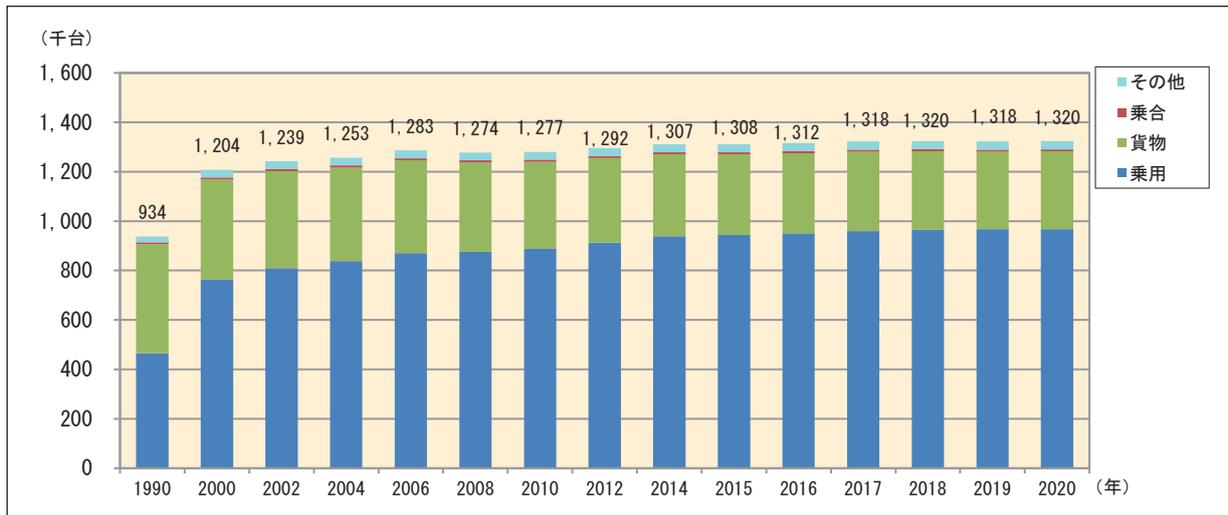
(3) 交通体系・自動車保有台数

ア 主要道路

主要道路は、高規格幹線道路として東九州自動車道があり2つのインターチェンジを有しています。また大隅半島の基幹道路である国道220号線が整備されています。

イ 自動車保有台数

鹿児島県は、半島地域や多くの離島など地形的な制約があることから、大都市と比べると、自動車交通に大きく依存しています。本町においても同様です。2020（令和2）年における県全域の全車種の自動車保有台数は、約1,320千台で、近年横ばいで推移しています。



県における自動車保有台数の推移

資料 交通統計（県警察本部）

(4) 廃棄物リサイクル

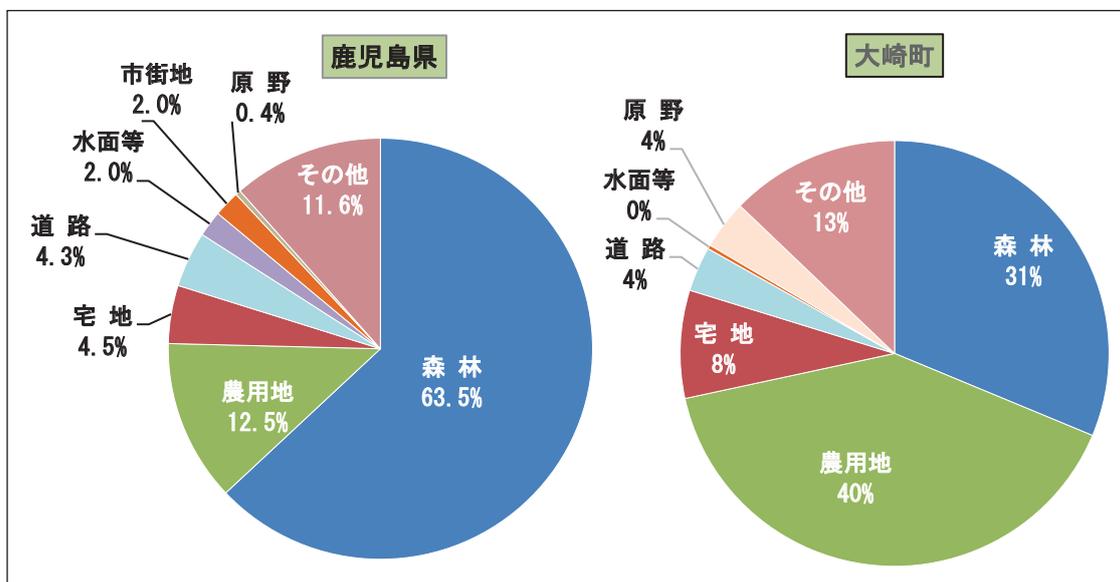
2019年度の大崎町のリサイクル率は82.6%で、市町村別のリサイクル率で日本一となっています。2017年度までの12年連続日本一とあわせて13年間日本一となっています。ごみの分別（27分別）により資源化を図っていることで全国的に注目を集めてきたこともあり、2019年に国の「SDGs 未来都市」に選定され、プラスチック製の使い捨て容器や包装の使用を30年度までに町内で全廃する構想も明らかになっています。



(5) 土地利用状況

総面積は100.67km²で、そのうち農用地の割合が畑地30.6%、水田9.1%、牧場0.5%で合計40.2%と最も大きく、以下、山林31.2%、宅地8.2%、原野3.7%などの順となっています。

農用地が全体の約4割を占めており、県内有数の農業地帯となっています。



土地利用状況 (2019年)

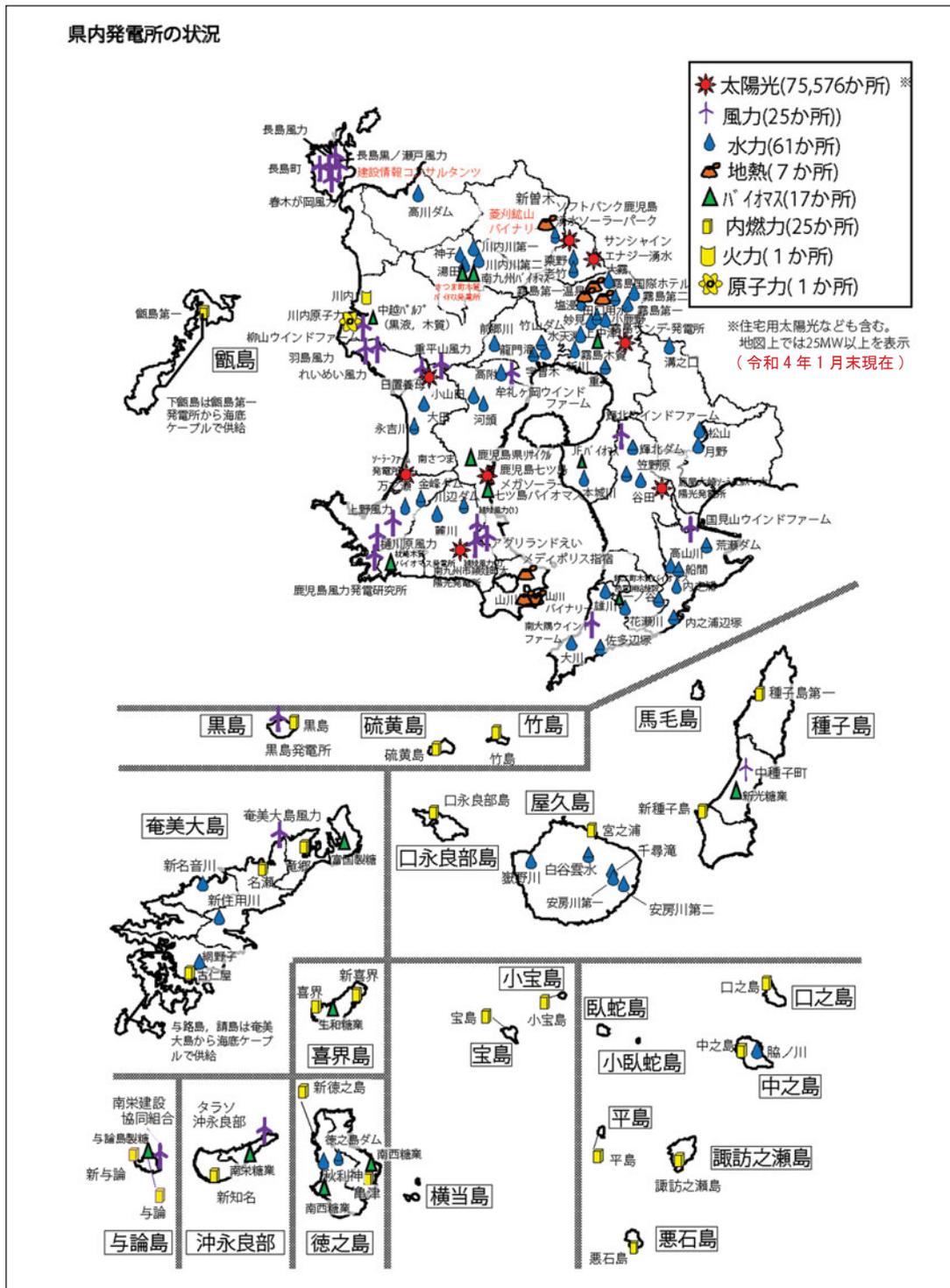
資料 土地対策の概要 (県地域政策課)

資料 大崎町固定資産概要調書

(6) 発電設備の状況

鹿児島県の主な電力供給設備としては、薩摩川内市に原子力発電所が立地しており、離島に内燃力発電所が25箇所稼働しています。また、県内各地に水力発電所が61箇所あるほか、地熱発電所が県内で7箇所稼働しています。

本町内においては規模の大きな発電施設はなく、太陽光発電設備が中心となっています。



主な鹿児島県の発電所の立地状況

資料 鹿児島県エネルギー対策課

(7) 再生可能エネルギーの導入状況

大崎町において導入されている再生可能エネルギーとしては、10kW以上の太陽光発電が中心で、10kW未満のものも含めて増加傾向にあります。しかし、そのほかの再生可能エネルギー設備の導入は進んでいません。

再生可能エネルギー導入量

再生可能エネルギーの導入状況	区域の再生可能エネルギーの設備容量の導入状況						
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
太陽光発電(10kW未満)	1,765 kW	2,025 kW	2,175 kW	2,324 kW	2,449 kW	2,649 kW	2,731 kW
太陽光発電(10kW以上)	14,003 kW	23,794 kW	31,048 kW	34,071 kW	37,618 kW	123,427 kW	126,626 kW

再生可能エネルギーの導入状況	区域の再生可能エネルギーによる発電電力量						
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
太陽光発電(10kW未満)	2,119 MWh	2,430 MWh	2,610 MWh	2,790 MWh	2,939 MWh	3,179 MWh	3,278 MWh
太陽光発電(10kW以上)	18,523 MWh	31,473 MWh	41,069 MWh	45,067 MWh	49,760 MWh	163,264 MWh	167,496 MWh
再生可能エネルギー合計	20,642 MWh	33,903 MWh	43,679 MWh	47,857 MWh	52,699 MWh	166,443 MWh	170,774 MWh
区域の電気使用量	85,772 MWh	82,560 MWh	82,009 MWh	84,017 MWh	81,599 MWh	81,184 MWh	81,184 MWh
対消費電力FIT導入比	24.1%	41.1%	53.3%	57.0%	64.6%	205.0%	210.4%

資料 自治体排出量カルテ(環境省)

鹿児島県における再生可能エネルギーの導入状況は、太陽光発電、風力発電(10kW以上)、水力発電、地熱発電、バイオマス発電の総出力が2016(平成28)年の2,026MWから2021(令和3)年には3,053MWとなり、約1,000MW増加しています。

鹿児島県の再生可能エネルギーの導入状況 (2022年3月31日現在)

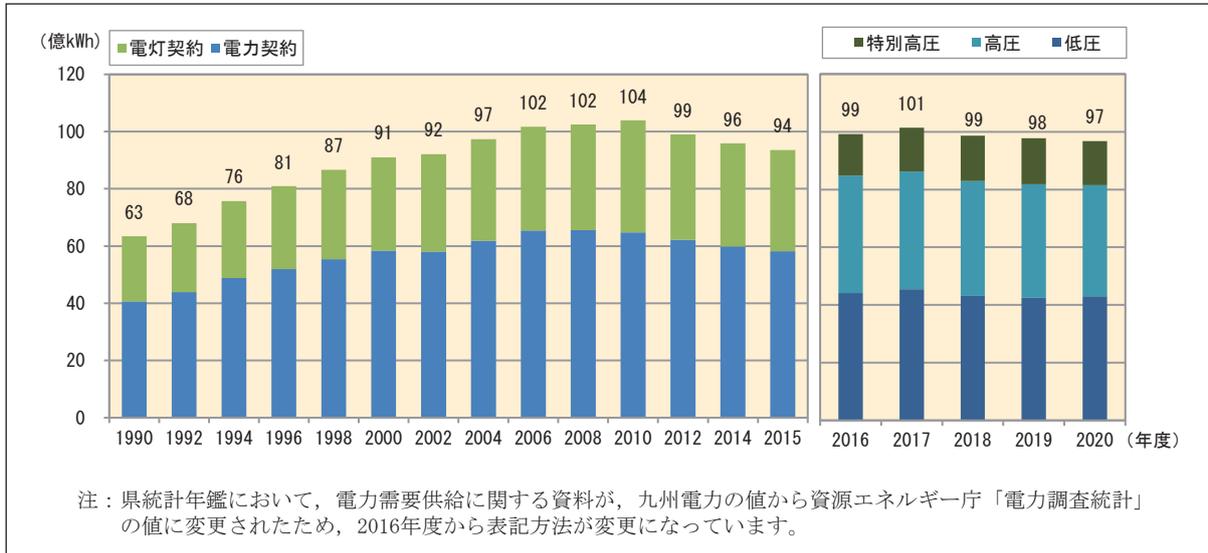
区分			2021(令和3)年度 導入実績	
			箇所数	出力等
発 電	太陽光発電	住宅用(10kW未満)	57,289	278,181 kW
		その他(10kW以上)	19,863	2,029,540 kW
		小計	77,152	2,307,721 kW
	風力発電(10kW以上)		158(基)	270,998 kW
	水力発電		62	264,526 kW
	地熱発電		7	66,920 kW
	バイオマス発電		17	143,275 kW
地 熱 利 用	太陽熱利用	住宅用	228,816	43,763 kL
		その他	61	409 kL
		小計	228,877	44,172 kL
	バイオマス熱利用		33	122,470 kL
	地中熱		8	291 kL
バイオマス燃料製造		6	94 kL	

資料 県エネルギー対策課

備考 kWは発電容量の単位, kLは熱エネルギーの単位(原油換算)

(8) 電力需要量

鹿児島県の電力需要量は、2010（平成22）年頃まで増加傾向にありましたが、その後減少に転じ、2020（令和2）年度は97億kWhとなりました。全国的にみても電気の総需要量は減少傾向となっています。本町でも同様な傾向と想定されます。

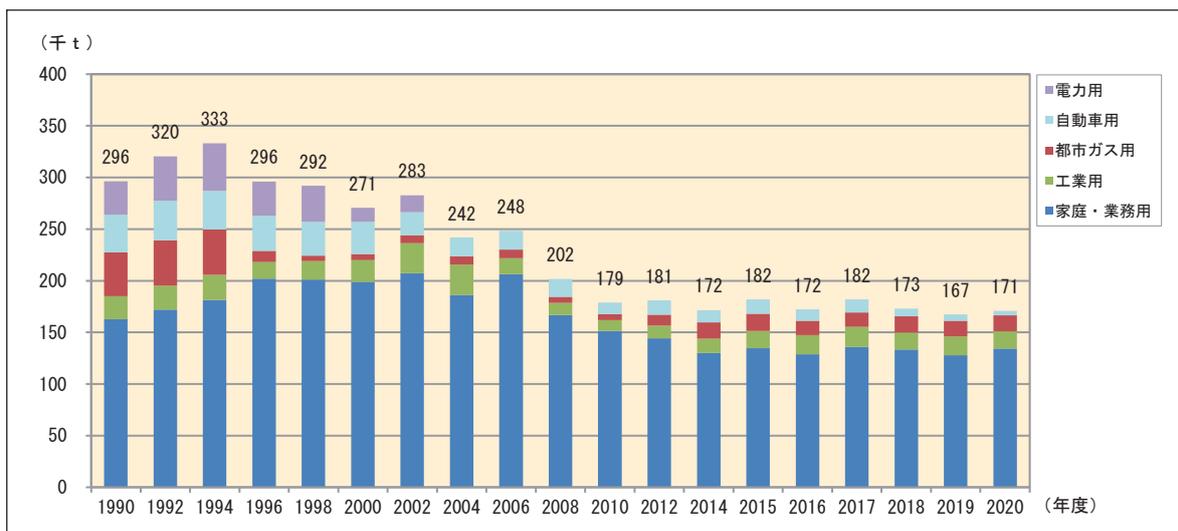


鹿児島県における電力販売・需要量の推移

資料 県統計年鑑（鹿児島県統計課）

(9) ガス販売量

大崎町で主に使われているLPガスの販売量は、県内全体で見ると1994（平成6）年度をピークに減少し、2010（平成22）年度以降は横ばい傾向となっています。本町でも同様な傾向と想定されます。



鹿児島県におけるLPガス販売量の推移

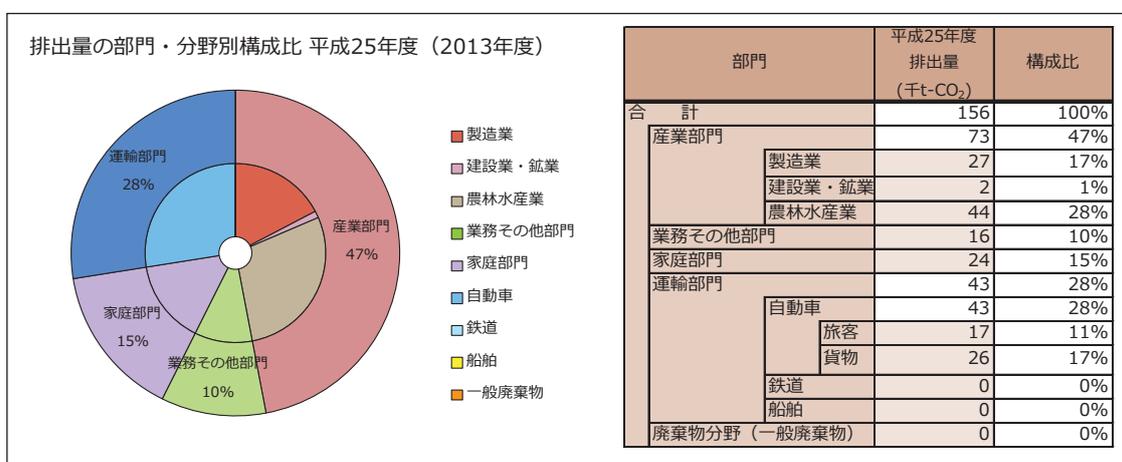
資料 都道府県別販売量（日本LPガス協会）

第3章 温室効果ガス排出量及び吸収量の現況と将来推計

1 温室効果ガス排出量の現況

(1) 温室効果ガスの総排出量

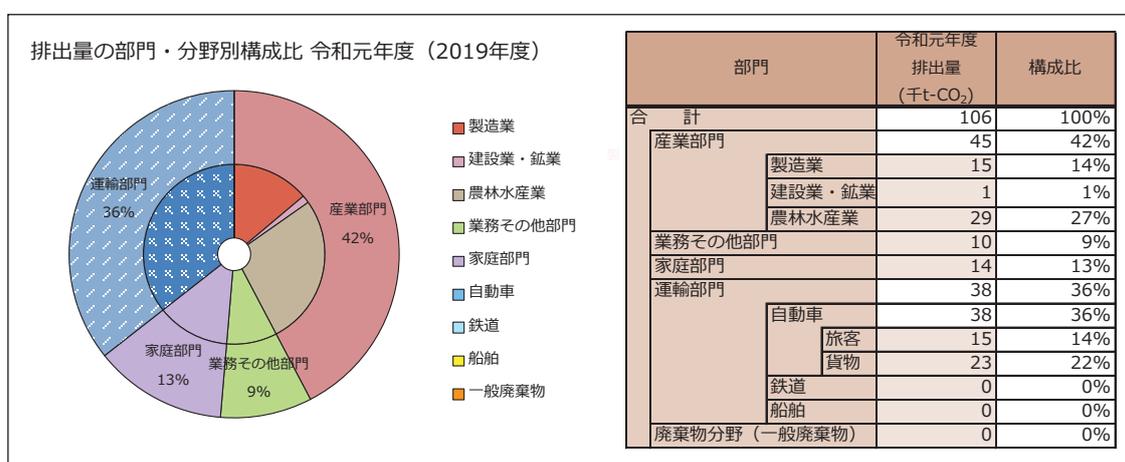
基準年度である2013（平成25）年度の大崎町域における温室効果ガス総排出量は、156千トン-CO₂（二酸化炭素換算：各温室効果ガス排出量に地球温暖化係数を乗じた値。以下同じ。）で、そのうち産業部門が47%、運輸部門が28%を占めていました。



排出量の部門・分野別構成比 2013（平成25）年度

資料 環境省自治体排出量カルテ

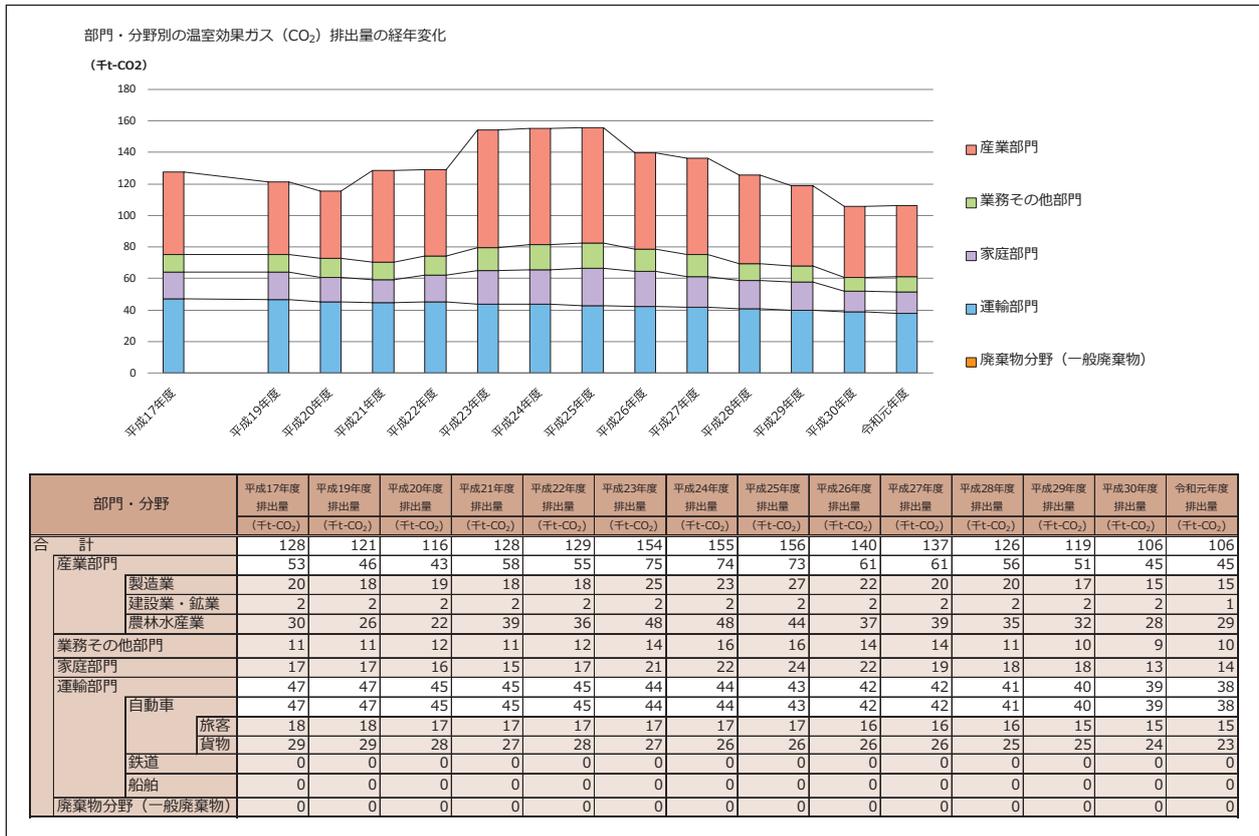
2019（令和元）年度における温室効果ガスの排出量は、106千トン-CO₂と基準年度に比べて50千トン-CO₂減少しています。内訳では産業部門が73千トン-CO₂から45千トン-CO₂に28千トン-CO₂減少，運輸部門が43千トン-CO₂から38千トン-CO₂に5千トン-CO₂減少しています。



排出量の部門・分野別構成比 2019（令和元）年度

資料 環境省自治体排出量カルテ

2013（平成25）年度以降温室効果ガスの排出量は、平成23年度から25年度にやや増加しましたが、その後は減少傾向にあります。



部門別温室効果ガスの排出量の推移

資料 環境省自治体排出量カルテ

非エネルギー起源温室効果ガス排出量

単位：トン-CO₂

項目		平成25年度	令和元年度
		2013	2019
燃料の燃焼分野	燃料の燃焼：家庭用機器 CH ₄	13	8
	燃料の燃焼：家庭用機器 N ₂ O	5	3
	ボイラー等 CH ₄	47	65
	ボイラー等 N ₂ O	297	332
	自動車の走行に伴い発生する CH ₄	23	16
	自動車の走行に伴い発生する N ₂ O	273	211
	合計	658	635
廃棄物分野	排水処理に伴い発生する CH ₄	186	195
	排水処理に伴い発生する N ₂ O	109	104
	合計	295	299
農業分野	水田から排出される CH ₄	2,012	1,624
	家畜の飼養に伴い発生する CH ₄	26,763	22,250
	家畜の排せつ物の管理に伴い発生する CH ₄	9,754	8,278
	家畜の排せつ物の管理に伴い発生する N ₂ O	41,127	40,423
	農業廃棄物の焼却に伴い発生する CH ₄	99	91
	農業廃棄物の焼却に伴い発生する N ₂ O	158	151
	耕地への農作物残さのすき込みに伴い発生する N ₂ O	1,532	1,588
	耕地における肥料の使用に伴い発生する N ₂ O	3,026	2,835
	合計	84,471	77,240
エネルギー起源 CO ₂ 以外：CH ₄		38,897	32,527
エネルギー起源 CO ₂ 以外：N ₂ O		46,527	45,647

個別の資料からの算定値

2019（令和元）年度における非エネルギー起源温室効果ガスの排出量については、燃料の燃焼分野でボイラーと自動車走行からのメタン、一酸化二窒素が635トン-CO₂（二酸化炭素換算で表示、以下同じ）、廃棄物分野で污水处理から発生するメタンと一酸化二窒素が299トン-CO₂、農業分野では水田からのメタン発生量が1,624トン-CO₂、家畜の飼養からのメタン発生量が22,250トン-CO₂、家畜の排泄物からのメタンと一酸化二窒素発生量が48,701トン-CO₂、農業廃棄物の焼却からのメタンと一酸化二窒素発生量が242トン-CO₂、耕地における残渣のすき込みからの一酸化二窒素発生量が1,588トン-CO₂、耕地における肥料の使用からの一酸化二窒素発生量が2,835トン-CO₂となっています。

以上を合計すると、非エネルギー起源のメタンとして32,527トン-CO₂、一酸化二窒素として45,647トン-CO₂の排出があるものと推定されます。

代替フロン類からの温室効果ガス排出量

単位：トン-CO₂

項目		平成25年度	令和元年度
		2013	2019
代替フロン等4 ガス分野	家庭用冷蔵庫 HFC	38	0
	業務用冷凍空調機器 HFC	2,020	3,013
	自動販売機 HFC	2	1
	家庭用エアコン HFC	757	1,167
	カーエアコン HFC-134a	528	455
	ウレタンフォーム HFC-134a	18	17
	ウレタンフォーム HFC-245fa	201	265
	ウレタンフォーム HFC-365mfc	56	73
	押出発泡ポリスチレンフォーム HFC-134a	2	2
	消火剤 HFC-23	1	1
	消火剤 HFC-227ea	0	0
	エアゾール医療用 HFC-134a	13	9
	エアゾール医療用 HFC-227ea	16	29
	エアゾール一般用 HFC-134a	27	28
	エアゾール一般用 HFC-152a	6	2
	エアゾール一般用 HFC-245fa	0	0
	エアゾール一般用 HFC-365mfc	0	0
	半導体・液晶製造時(特定事業者) HFC	0	0
	HFC：合計	3,685	5,062

個別資料からの算定値

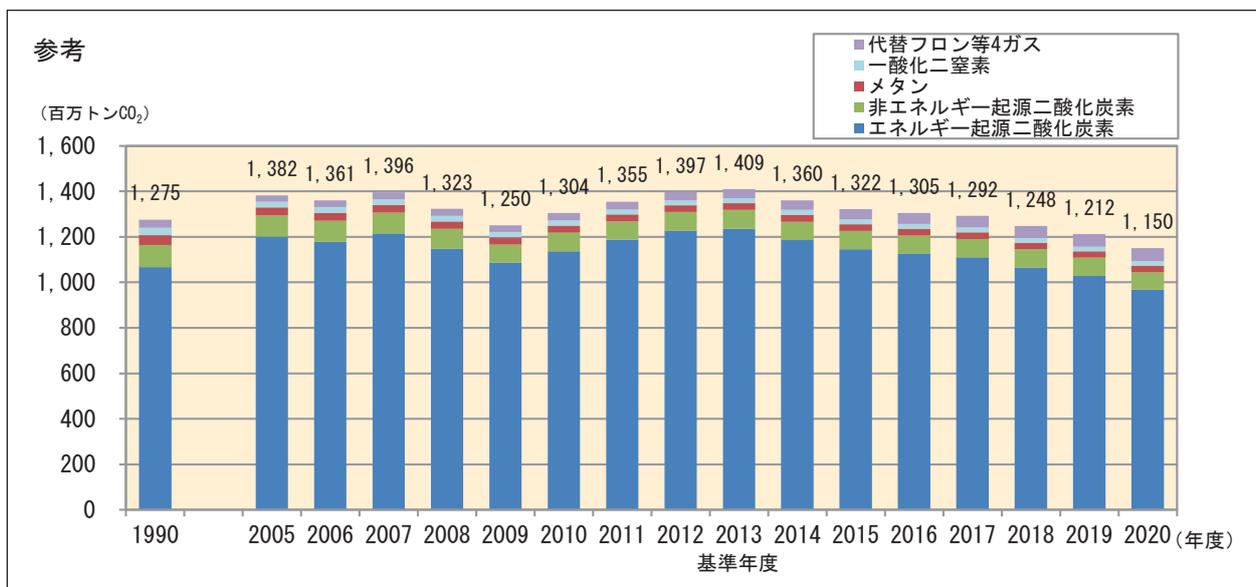
2019(令和元)年度における、代替フロン等からの温室効果ガス発生量としては、業務用冷凍空調機器からのハイドロフルオロカーボン類3,013トン-CO₂、家庭用エアコンからのハイドロフルオロカーボン類1,167トン-CO₂、カーエアコンからのハイドロフルオロカーボン(HFC134a)455トン-CO₂、ウレタンフォームの使用からのハイドロフルオロカーボン類(HFC-134a,245fa,365mfc)355トン-CO₂、ポリスチレンフォームの使用からのハイドロフルオロカーボン(134a)2トン-CO₂、消火剤からのハイドロフルオロカーボン(23)1トン-CO₂、医療用エアゾールの使用からのハイドロフルオロカーボン類(HFC134a,227ea)38-CO₂、一般用エアゾールの使用からのハイドロフルオロカーボン類(134a,157a,245a,365mfc)2トン-CO₂となっており、ハイドロフルオロカーボン類の合計は5,062トン-CO₂となっています。他の代替フロン類は排出されていません。

2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量

温室効果ガス種類	排出量 (トン-CO ₂)	割合 (%)
エネルギー起源二酸化炭素	106,000	56.0
メタン	32,527	17.2
一酸化二窒素	45,647	24.1
代替フロン (HFC)	5,062	2.7
合 計	189,236	100.0

温室効果ガス総排出量のうち、エネルギー起源二酸化炭素が106,000トン-CO₂ (56.0%)と約6割を占め、以下、メタンが32,527トン-CO₂ (17.2%)、一酸化二窒素として45,647トン-CO₂ (24.1%)、代替フロン等4ガスはハイドロフルオロカーボン類として5,062トン-CO₂ (2.7%)となっており、温室効果ガスの総排出量は189,236トン-CO₂となっています。この排出量は鹿児島県全体の2%程度となります。

本町の温室効果ガスの排出割合を全国と比較すると、メタン及び一酸化二窒素の占める割合が大きくなっています。メタンが家畜の消化管内発酵や排せつ物管理、水田など、一酸化二窒素が家畜の排せつ物管理や農用地の土壌などからの発生に起因していることから、農業の盛んな地域としての特徴を示しているものと考えられます。



全国の温室効果ガス総排出量の推移

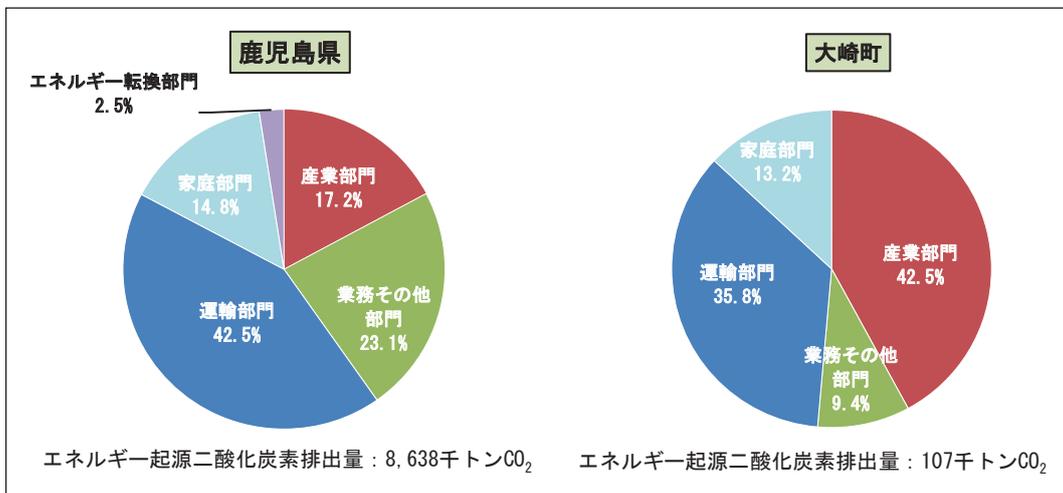
資料 日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2022年(環境省)

(2) エネルギー起源二酸化炭素の排出量

ア 排出量

本町における2019（令和元）年度のエネルギー起源二酸化炭素の排出量は、106千トンCO₂であり、温室効果ガス総排出量の72.8%を占めています。部門別排出割合をみると、産業部門が42%と最も大きく、続いて、運輸部門が36%、家庭部門が13%、業務その他部門が9%の順となっています。

また、鹿児島県（2020（令和2）年度の値。以下同じ）と比較すると、本町は産業部門の割合が大きく、運輸部門の割合が小さくなっています。いずれの部門も基準年である2013（平成25）年度と比較して、運輸部門で約1割減、その他の部門で約4割減となっています。



エネルギー起源二酸化炭素排出割合

資料 鹿児島県：県温暖化対策実行計画改定にかかるパブコメ資料
大崎町：鹿児島県データを基にして按分した計算値

【各部門の定義】

部門	定義
産業部門	農業、林業、漁業（第1次産業）や、鉱業、建設業、製造業等（第2次産業）における生産活動に伴って排出される二酸化炭素を計上する部門。
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業等（第3次産業）における事業活動に伴って排出される二酸化炭素を計上する部門（社用自動車からの排出を除く）。
家庭部門	家庭における電気やガス等の使用に伴って排出される二酸化炭素を計上する部門（自家用自動車からの排出を除く）。
運輸部門	自動車、船舶、航空機、鉄道による人や物の輸送等に伴って排出される二酸化炭素を計上する部門（社用・自家用自動車からの排出を含む）。
エネルギー転換部門	発電所における所内の自家消費分及び送配電ロスに伴って排出される二酸化炭素を計上する部門（販売電力からの排出を除く）。大崎町内では該当するものはありません。

本町におけるエネルギー起源二酸化炭素の部門別排出量の推移（単位：千トンCO₂）

区分	年度	2013	2019	基準年度比
		平成25	令和元	2019/2013
産業部門		73	45	61.6
業務その他部門		16	10	62.5
家庭部門		24	14	58.3
運輸部門		43	38	88.4
合計		156	106	

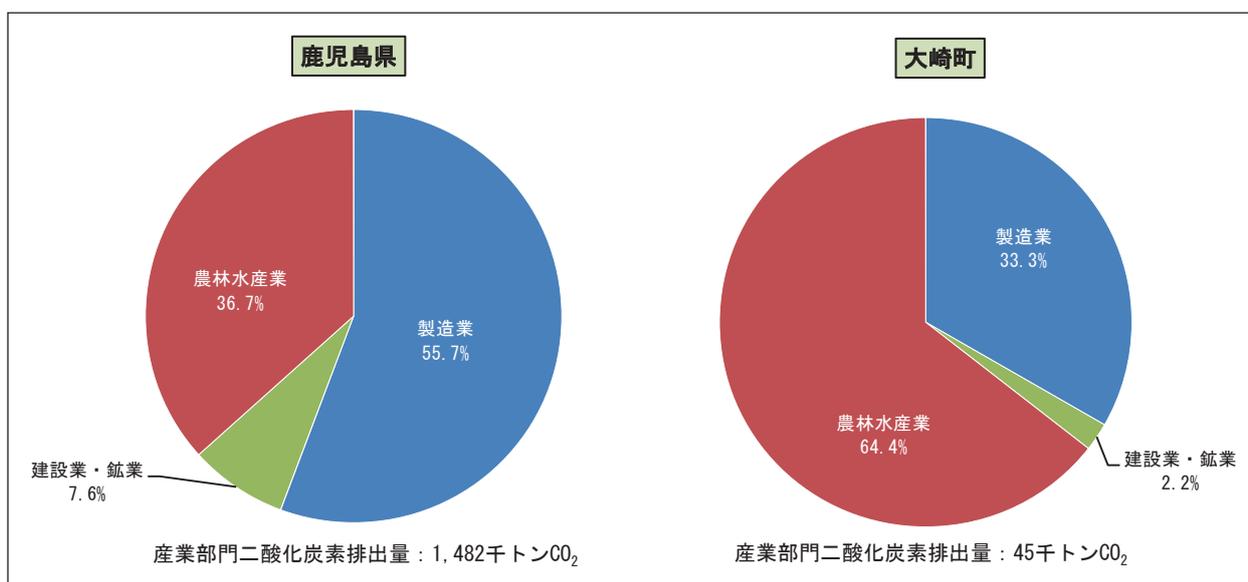
備考 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

イ 部門別排出量

(7) 産業部門

2019（令和元）年度の産業部門の二酸化炭素排出量は、45千トンCO₂であり、業種別排出割合をみると、製造業が15千トンCO₂（33%）、農林水産業が29千トン（64%）、建設業・鉱業が1千トンCO₂（2%）となっています。鹿児島県と比較すると、農林水産業の割合が大きくなっています。

また、2013（平成25）年度と比較して、32%の減少（鹿児島県：37.9%の減少）となっており、業種別では、製造業は45%、建設業・鉱業は22%、農林水産業は35%減少しています。これは、再生可能エネルギーの導入拡大や東日本大震災後に停止した原子力発電所の再稼働に伴い火力発電所からの排出が減少したことが主な要因として考えられます。



産業部門の業種別二酸化炭素排出割合

資料 鹿児島県：県温暖化対策実行計画改定にかかるパブコメ資料
大崎町：鹿児島県データを基に按分した計算値

(イ) 業務その他部門

2019（令和元）年度の業務その他部門の二酸化炭素排出量は、10千トンCO₂であり、2013（平成25）年度の16千トンCO₂と比較して、38%の減少（鹿児島県：35%の減少）となっており、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギー・節電の取組が進んだことが主な要因として考えられます。

(ウ) 家庭部門

2019（令和元）年度の家庭部門の二酸化炭素排出量は、14千トンCO₂であり、2013（平成25）年度の24千トンCO₂と比較して、42%の減少（鹿児島県：32%の減少）となっており、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギー・節電の取組が進んだことが主な要因として考えられます。

(I) 運輸部門

2019（令和元）年度の運輸部門の二酸化炭素排出量は、38千トンCO₂であり、排出区分別割合をみると、全量が自動車でそのうち旅客自動車が15千トンCO₂、貨物自動車が23千トンCO₂となっています。船舶、航空、鉄道はありません。

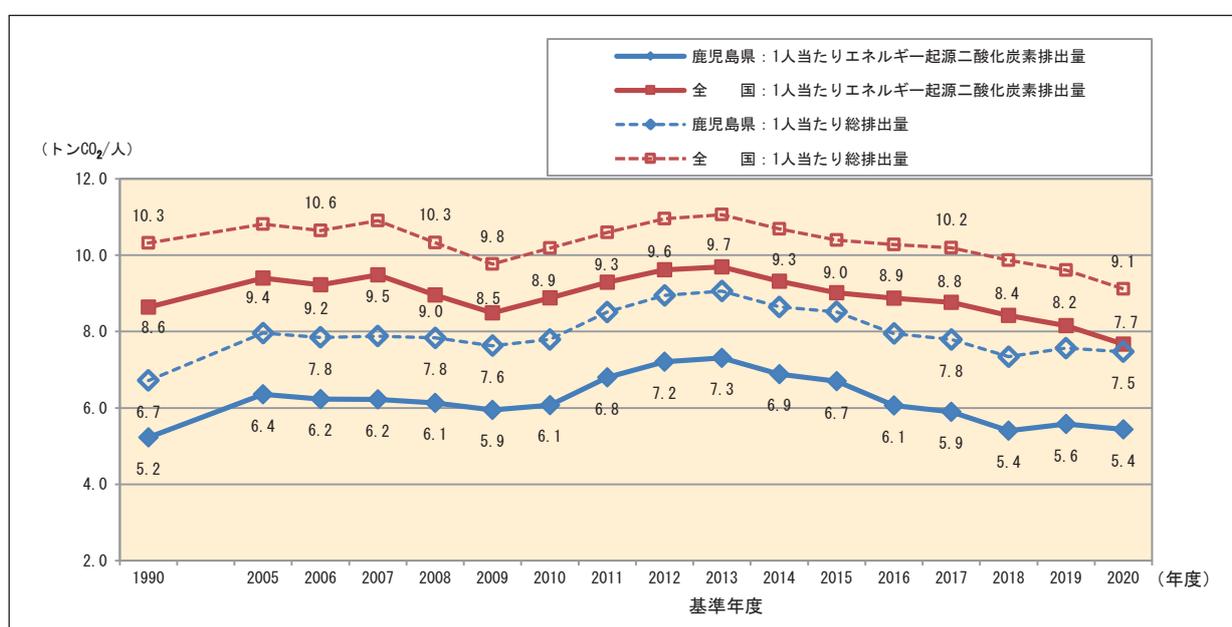
また、2013（平成25）年度と比較して、12%の減少（鹿児島県：19.2%の減少）となっており、排出区分別では、旅客自動車は13%、貨物自動車は11%減少しています。これは、燃費性能の良い乗用車の増加による消費エネルギーの減少や、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う運行数の減少が主な要因として考えられます。

ウ 1人当たりのエネルギー起源二酸化炭素排出量

町民1人当たりのエネルギー起源二酸化炭素排出量は、2013（平成25）年度が10.8トンCO₂（156千トンCO₂／14,429人）で、2019（令和元）年度では、8.3トンCO₂（106千トンCO₂／12,784人）（2013（平成25）年度比23.2%の減少）となっています。

鹿児島県で見ると2013（平成25）年度が7.3トンCO₂で、2020（令和2）年度は5.4トンCO₂となっています。また、全国で見ると、2013（平成25）年度の9.7トンCO₂が2019（令和元）年度には8.2トンCO₂になっています。

2019（令和元）年度の町民1人当たりのエネルギー起源二酸化炭素排出量は、国民1人当たりの排出量と同等となっています。



1人当たりのエネルギー起源二酸化炭素排出量の推移

資料1 県統計年鑑（県統計課）

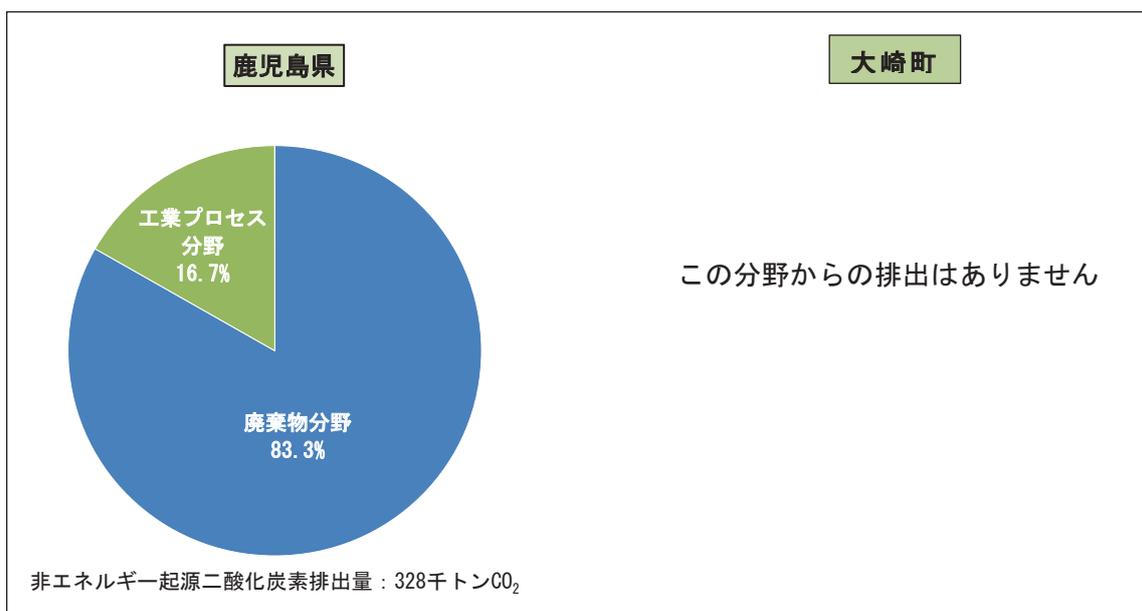
2 日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2022年（環境省）

(3) エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量

ア 非エネルギー起源二酸化炭素の排出量

本町の非エネルギー起源二酸化炭素排出量はありません。

鹿児島県で見ると2013(平成25)年度が308千トンCO₂で、2020(令和2)年度は310千トンCO₂となっています。また、全国で見ると、2013(平成25)年度の82百万トンCO₂が2020(令和2)年度には77百万トンCO₂になっています。



2019年度の非エネルギー起源二酸化炭素排出割合

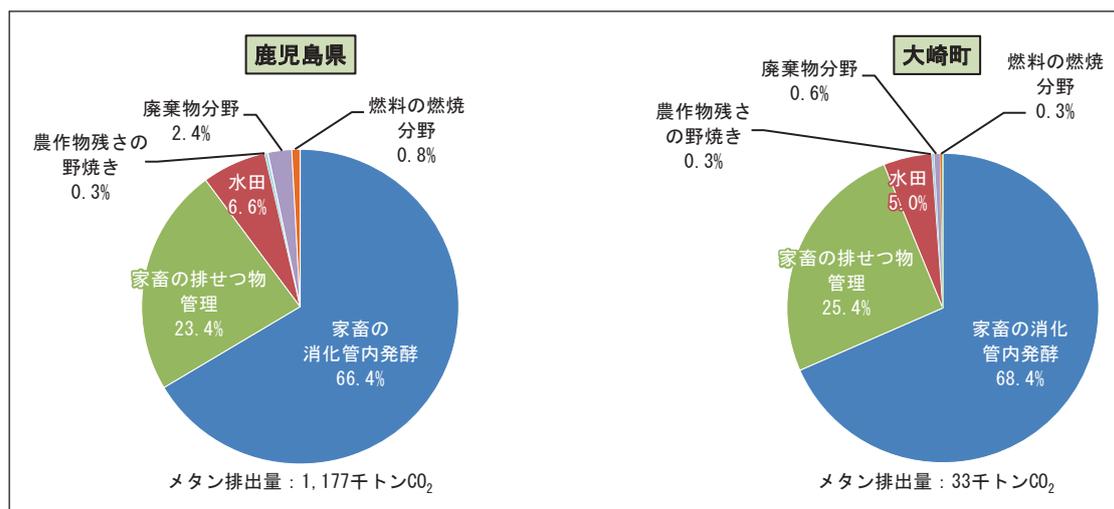
資料 鹿児島県：県温暖化対策実行計画改定にかかるパブコメ資料

イメタンの排出量

本町における2019（令和元）年度のメタン排出量は、32,527トンCO₂であり、温室効果ガス総排出量の17.2%を占めています。

排出区分別割合をみると、家畜の消化管内発酵や排せつ物管理、水田など、農業分野からの発生が99.1%とほとんどを占めており、続いて、廃棄物分野（污水处理）が0.6%、燃料の燃焼分野が0.3%の順となっています。

また、鹿児島県の排出量と比較すると、同様な構成比となっています。



メタン排出割合

資料 鹿児島県：県温暖化対策実行計画改定にかかるパブコメ資料
大崎町：鹿児島県データを基に按分した計算値

2019（令和元）年度の排出量は33千トンCO₂で、2013（平成25）年度の排出量39千トンCO₂と比較して、約6.4千トンCO₂、16.4%の減少（鹿児島県は18.2千万トンCO₂、1.6%の増加）となっており、農業分野の減少となっています。農業分野の減少は、牛の飼養頭数が減少したことが主な要因として考えられます。

本町におけるメタン排出量の推移

（単位：トンCO₂）

区分	年度	2013	2019	基準年度比
		平成25	令和元	2020/2013
農業分野		38,628	32,243	83.5%
消化管内発酵		26,763	22,250	83.1%
家畜排せつ物管理		9,754	8,278	84.9%
水田		2,012	1,624	80.7%
農作物残さの野焼き		99	91	91.9%
廃棄物分野		186	195	107.2%
燃料の燃焼分野		83	89	93.6%
合計		38,897	32,527	83.6%

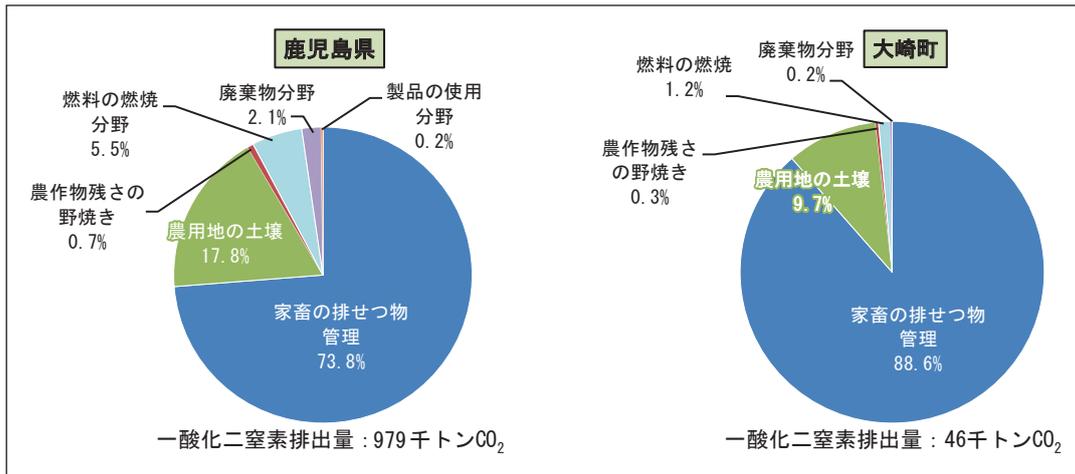
備考 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

ウ 一酸化二窒素の排出量

本町における2019（令和元）年度の一酸化二窒素排出量は、45,647トンCO₂であり、温室効果ガス総排出量の24.1%を占めています。

排出区分別割合をみると、家畜の排せつ物管理や農用地の土壌など、農業分野からの発生が98.6%と最も大きく、続いて燃料の燃焼分野が1.2%、廃棄物分野が0.2%の順となっています。

また、鹿児島県と比較すると、本町は農業分野の割合が大きくなっています。



一酸化二窒素排出割合

資料 鹿児島県：県温暖化対策実行計画改定にかかるパブコメ資料
大崎町：鹿児島県データを基に按分した計算値

2019（令和元）年度は、2013（平成25）年度と比較して、880トンCO₂、1.9%の減少となりました。（鹿児島県は4.7千トンCO₂、0.5%の減少）

農業分野が846トンCO₂の減少となっています。農業分野の減少は、鶏・牛の飼養羽頭数が変動したことが主な要因として考えられます。

本町における一酸化二窒素排出量の推移

（単位：トンCO₂）

区分	年度	2013	2019	基準年度比
		平成25	令和元	2020/2013
農業分野		45,843	44,997	98.2%
家畜排せつ物管理		41,127	40,423	98.3%
農用地の土壌		4,558	4,423	94.1%
農作物残さの野焼き		158	151	95.6%
燃料の燃焼分野		575	546	95.0%
廃棄物分野		109	104	95.4%
製品の使用分野		0	0	0%
合計		46,527	45,647	98.1%

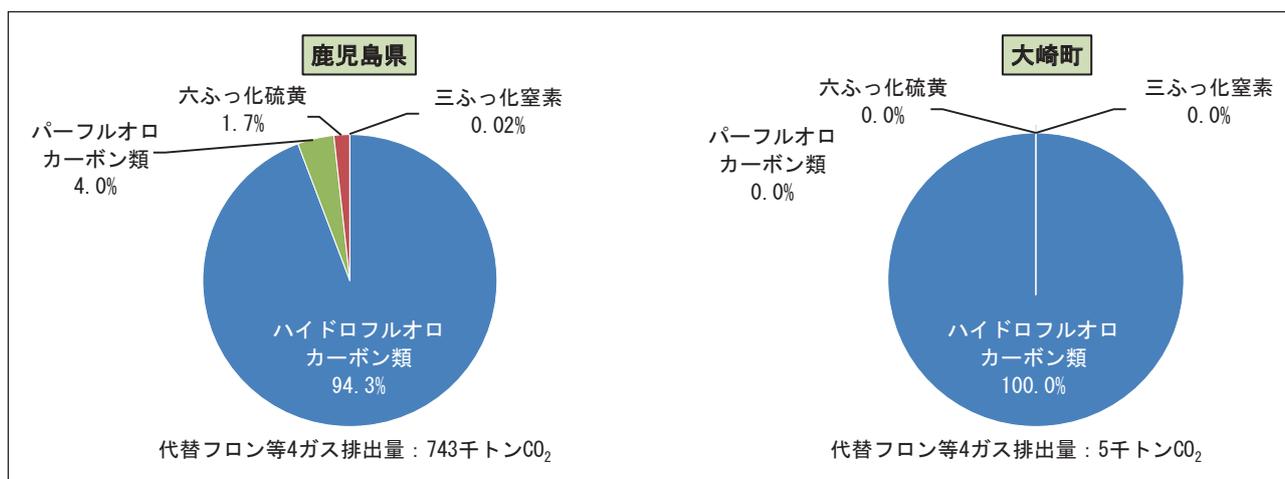
備考 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

エ 代替フロン等4ガスの排出量

ハイドロフルオロカーボン類は、エアコンや冷蔵庫の冷媒、発泡剤、洗浄剤、スプレーの噴射剤などの様々な用途に使用されています。パーフルオロカーボン類は、電子部品の洗浄や半導体製造で用いられ、六ふっ化硫黄は、半導体製造のほか変圧器など電力機器の電気絶縁ガスとして、三ふっ化窒素は、半導体製造や製造装置の洗浄に使用されています。

本町における2019（令和2）年度の代替フロン等4ガス排出量は、5,062トンCO₂であり、温室効果ガス総排出量の2.7%を占めています。

種類別割合をみると、ハイドロフルオロカーボン類のみの排出となっています。



代替フロン等4ガス排出割合

資料 鹿児島県：県温暖化対策実行計画改定にかかるパブコメ資料
大崎町：鹿児島県データを基に按分した計算値

2019（令和2）年度の排出量5,062トンCO₂は、2013（平成25）年度の排出量3,865トンCO₂と比較して、1,197トンCO₂、31.0%の増加（全国は18百万トンCO₂、47.1%の増加）となっており、ハイドロフルオロカーボン類が253千トンCO₂の増加、パーフルオロカーボン類が15千トンCO₂の増加、六ふっ化硫黄が16千トンCO₂の減少、三ふっ化窒素が0.6千トンCO₂の減少となっています。

ハイドロフルオロカーボン類の増加は、冷凍空調機器の冷媒用途を中心に、フロンからの転換が進行していることが主な要因として考えられます。

本町における代替フロン等4ガス排出量の推移

（単位：トンCO₂）

区分	年度	2013	2019	基準年度比
		平成25	令和元	2020/2013
ハイドロフルオロカーボン類		3,865	5,062	131.0%
パーフルオロカーボン類		0	0	—
六ふっ化硫黄		0	0	—
三ふっ化窒素		0	0	—
合計		3,865	5,062	131.0%

2 温室効果ガス排出量の将来推計

2030年度の温室効果ガス総排出量（現状すう勢ケース）

将来予測される人口や経済状況等を基に、現状すう勢ケース（特段の温暖化対策を講じない場合）による2030年度の温室効果ガス排出量の将来推計を行いました。

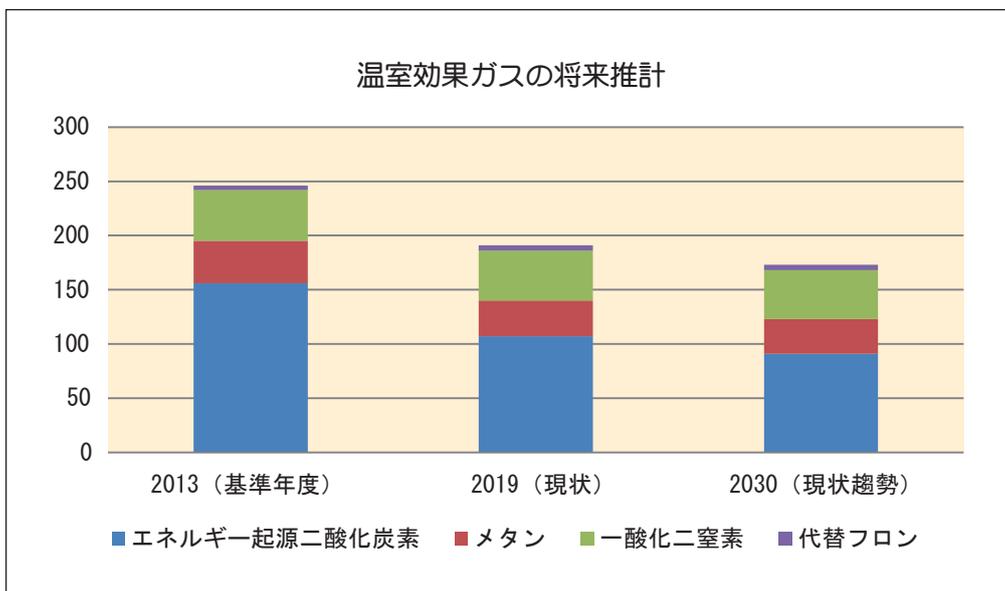
将来推計では、本町における2030年度の温室効果ガス総排出量は、12,446千トンCO₂と推計され、2013（平成25）年度と比較して、人口・世帯数等の減少により総排出量は18.2%の減少と推計されます。

2030年度の温室効果ガス総排出量の将来推計結果

（単位：千トンCO₂）

区 分	2013年度 （平成25）	2019年度 （令和元）	2030年度 （令和12）	基準年度比	
	基準年度	現 状	現状すう勢	2030 - 2013	2030 / 2013
二酸化炭素	156	107	91	▲65	58.3%
エネルギー起源	産業部門	73	45	▲39	46.7%
	業務その他部門	16	10	▲7	56.3%
	家庭部門	24	14	▲11	54.2%
	運輸部門	43	38	▲5	81.4%
	エネルギー転換部門	0	0	0	—
	小 計	156	107	91	▲65
非エネルギー起源	工業プロセス分野	0	0	0	—
	廃棄物分野	0	0	0	—
	小 計	0	0	0	—
メタン	39	33	32	▲7	82.1%
一酸化二窒素	47	46	45	▲2	95.7%
代替フロン等4ガス	4	5	5	1	125.0%
合 計	246	191	173	▲73	70.3%

備考 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。



3 森林による吸収量

(1) 現況

鹿児島県の地球温暖化対策実行計画によると県の2020（令和2）年度における森林吸収量は、1,886千トンCO₂となっています。2021（令和3）年4月1日における鹿児島県の森林面積は592,424ヘクタールで、本町の森林面積は3,590ヘクタールであるため、県全体の0.6%にあたることから、本町の2019（令和元）年度の森林吸収量は、11.4千トンCO₂と推計できます。

森林面積出典：令和3年度鹿児島県森林・林業統計

(2) 将来推計

鹿児島県の森林は総体的に高齢級化してきており、年間の成長量は減少傾向にあると言われており、森林吸収量も減少することが見込まれますが、間伐など適切な森林経営を引き続き行うことにより、将来も一定量確保されると考えられます。

県の地球温暖化対策実行計画では2030年度の森林吸収量将来推計量を1,375千トンCO₂としており、森林面積の割合が変化しないと仮定した場合、本町の2030年度の森林吸収量将来推計量は8.3千トンCO₂と推計されます。

第4章 温室効果ガスの排出・吸収の量に関する目標

1 目標設定の基本的な考え方

(1) 本町が目指す将来像

本町では、2021（令和3）年に、2021年度（令和3年度）から2029年度（令和11年度）までの9年間を計画期間とし、持続可能な大崎町を実現していくための新たな指針として「第3次大崎町総合計画」を策定しました。

この中では、2030年の大崎町の姿として「まち・ひと・しごと 世界の未来をつくる 循環のまち」と、以下の3つの基本理念を定めています。

- ① 社会、環境、経済等に配慮し、持続可能なまちづくりに自らが取り組もうとする人を育むこと。
- ② 美しい自然を守り、育みながら発展する、持続可能なまちの基盤をつくりあげていくこと。
- ③ 多様性を認めながら、互いに認め合い、支え合う、結いの精神に基づいた地域社会の仕組みをつくりあげていくこと。

また、基本コンセプトとして、3つの循環をあげています。

- ① 世代をこえた循環
- ② 資源の循環
- ③ 経済の循環

今回策定する「大崎町温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」においても、この考え方に立ち、世代を超えて、町民・町内の事業者・組織団体がともに連携し、資源を大切にしながら、経済的にも安定した住み続けたい街を、脱炭素の視点で作っていくこととしています。

これまでに策定しているサーキュラービレッジ大崎町を脱炭素の視点から具現化していきます。



サーキュラービレッジ構想

将来のイメージ

脱炭素ロードマップ策定事業においてとりまとめた、将来の大崎町のビジョンは次の通りです。

1. サーキュラーピレッジ構想に描かれている「全てのものがリユース・リサイクルされて循環する」の言葉通り、さまざまなものが循環型で環境負荷の低いものに置き換えられています。美しい自然環境や地域の繋がり、仕事や人口が維持されており、若者たちへの教育が充実し、リサイクルや買い物がより便利になり、経済・社会・環境のバランスのとれた美しく暮らしやすい大崎町となっています。
2. 基幹産業である農林水産業では、現在は廃棄物として処理されている農業残渣や畜産糞尿などが再生エネルギー化されています。有機農業や地産地消の推進により、地域内での物流や経済循環が活性化し、繋がりややりがいのある仕事として農林水産業が賑っています。適正に管理された森林により CO₂ が固定されています。
3. 家庭では、断熱や省エネによりエネルギーのロスが減り、共同菜園などにより集落単位での地産地消が進んでいて、集落内の繋がりが増しています。ソーラーパネルや蓄電池の設置、EV 化の促進により、災害時にも停電せずレジリエンスの高い住宅や集落が実現しています。
4. 運輸では、燃料自動車から EV への置き換えが進むとともに、エコドライブの推進によって燃費も事故も抑えられています。共同運送・共同配送の促進により物流の仕組みが最適化されています。

(2) 削減目標等設定の考え方

本町の温室効果ガスの排出削減目標等については、町民及び事業者からのアンケート調査結果及び意見交換会で提案された「声」を盛り込み、社会的な地域特性、国際的な動向や国・鹿児島県の取組等を踏まえながら、基準年度及び目標年度を定めて対策・施策を実施します。あわせて進捗状況を管理・検証するための指標として削減目標を設定します。

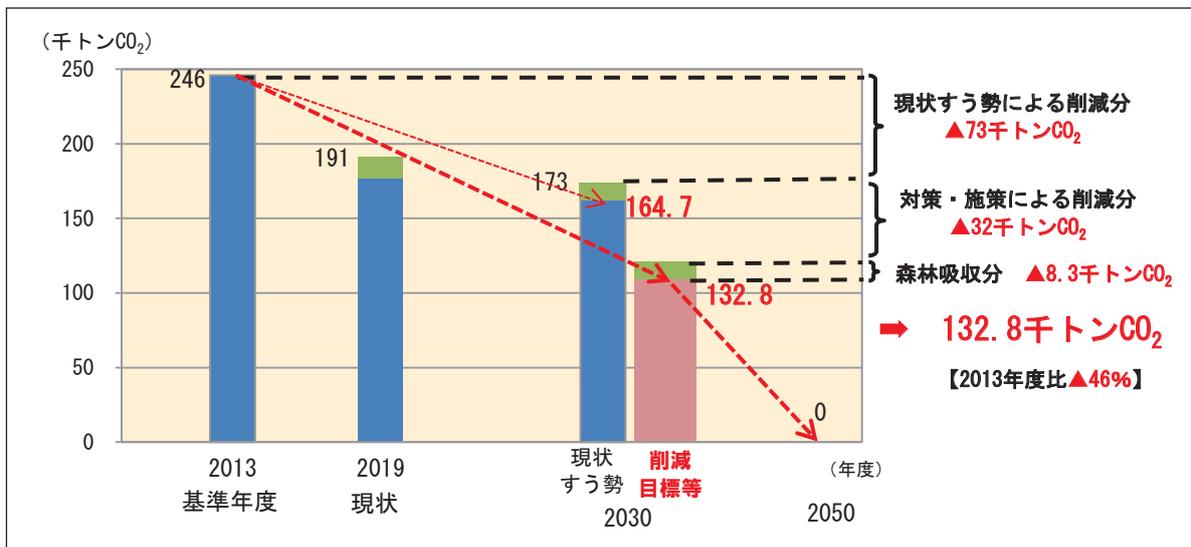
2 総量削減目標等

国は、2021（令和3）年10月に改定した「地球温暖化対策計画」で、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度において、2013（平成25）年度比で46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととしています。

これを踏まえ、本町の温室効果ガスの排出削減目標の基準年度については2013（平成25）年度とし、この計画における目標年度については2030年度とします。

削減目標については、本町における将来推計結果（現状すう勢ケース）や、国による中期目標達成に向けた温室効果ガスの排出削減、吸収に関する対策による削減見込量等を踏まえ、温室効果ガス排出量を2030年度までに森林吸収による削減効果8.3千トンCO₂を含み2013（平成25）年度比で46%削減して「132.8千トンCO₂」とすることをこの計画における目標とします。そのためには2030年度までの追加的な新たな対策・施策による排出削減量の積み上げが32千トンCO₂分必要です。

なお、本町は2050年度ゼロカーボン宣言を行っており、国及び県と同様に、2050年度末までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする、2050年カーボンニュートラルを長期的目標として設定します。これを通じて、脱炭素社会の実現を目指します。



温室効果ガス排出削減目標

3 部門別削減目標等

国及び鹿児島県の対策・施策と連携した本町の施策，また本町の独自の施策を行って，総合的に大崎町域における温室効果ガスの排出削減を進めることとします。

■ 産業部門

家畜等の飼育からの排出量抑制策や稲作からの排出抑制策，農業機械のEV化，バイオマス燃料の利用拡大など省エネルギー設備や再生可能エネルギーの導入等による削減効果を見込んでいます。

■ 業務その他部門

国及び県が実施する建築物における省エネルギー機器や再生可能エネルギーの導入等を後押しする施策や地域エネルギー供給会社の設立支援などによる削減効果を見込んでいます。

■ 家庭部門

国及び県が実施する住宅における省エネルギー機器の導入等を後押しする施策に加えて，サステナブルファッションの展開や菜園を通じたコミュニティづくりともつなげる活用による削減効果を見込んでいます。

■ 運輸部門

国及び県が実施する次世代自動車の普及等を後押しする施策に加えて，公用車のEV化とそれを利用したカーシェアリングの展開，EV試乗会の実施などによる削減効果を見込んでいます。

■ その他部門

国や県が実施する代替フロン等4ガスにおけるノンフロン製品等への転換や業務用冷凍空調機器からの使用時の漏えい防止・廃棄時等の回収事業を後押しする施策を実施すること等による削減効果を見込んでいます。

各部門別削減目標等

 (単位：千トン CO₂)

部 門	2013年度〔基準年度〕 排出量	2030年度〔目標年度〕		2013年度比 (排出削減量)	
		現状すう勢	施策による削減量		
エネルギー 起源	産業部門	73	34	-4	▲ 59 % (▲ 43)
	業務その他部門	16	9	-9	▲ 98 % (▲ 16)
	家庭部門	24	13	-7	▲ 75 % (▲ 18)
	運輸部門	43	35	-2	▲ 23 % (▲ 6)
	その他	0	0	0	(0)
メタン	39	32	-7	▲ 36 % (▲ 14)	
一酸化二窒素	47	45	0	▲ 44 % (▲ 2)	
代替フロン	4	5	0	125 % (0)	
合 計	246	173	-36	▲ 44 % (▲ 37)	
森林吸収による削減効果	—	-8.3	-1.7		
森林吸収を含む排出量	246	129		▲ 46 % (▲ 113)	

備考 四捨五入の関係上、合計が一致しない。

第5章 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

1 対策・施策の進め方

徹底した省エネルギー活動を進め、エネルギーの使用量そのものを減らしていきます。それで減らせなかったエネルギーの使用については、再生可能エネルギーへの転換を進めます。その上で、どうしてもゼロにできない排出量については、当面は他の場所での排出削減活動や森林吸収源対策を支援することによって生まれたカーボン・クレジットの購入も利用しながら、最終的には本町内の森林吸収によって相殺し、域内でのカーボンニュートラル=実質的なゼロカーボン(脱炭素)社会の構築を目指します。

2 排出部門・分野別対策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策(エネルギー起源二酸化炭素)

【①産業部門】

ア 現状と課題

県内有数の畜産・農業地域である本町においては、農業が基幹産業となっています。農林水産分野の大きな柱の一つが「廃棄物のエネルギー化」です。畜産糞尿、農業残渣などの廃棄物や肥料由来のメタン・亜酸化窒素の発生を抑制し(施策 A1, A2, A4, A7)、廃棄物や廃棄物由来のバイオガスを燃料や熱源に変えることによって化石燃料を代替する(施策 A3, A6, A7, A8)取り組みを進めます。この一連の取り組みによって、農林水産業からの温室効果ガスの排出を抑えながら廃棄物を有効活用し、地域内での循環を生みだします。これらの取り組み群を通じて、リサイクルの町として発展してきた大崎町らしく脱炭素に取り組めます。

同時に、牛・豚・稲作の生産時に発生するメタンの抑制(施策 A1, A2, A3, A4)に取り組めます。飼料や生育の方法を変えること脱炭素に取り組みながらより質の高い農畜産物の生産を可能にします。低環境負荷の畜産品としてのブランド化などを含め、環境と経済の両立を図ります。

これらの取り組みに山林の適正管理(施策 A10)を加え、二酸化炭素を吸収してよりカーボンニュートラルに近づけます。

これらの取り組みを通じて、地域で資源やエネルギーがより循環し、そのことによって地域の経済が潤って地域としての魅力が増し、住民の暮らし心地が向上するように取り組みを進めます。

イ 対策・施策の方向性

基幹産業である農業分野において、脱炭素を視野に入れた経営をすすめ、競争力のある生産品を再出することで、経営の安定化を目指します。

本町において追加的に取り組む施策一覧

施策番号	施策内容
施策 A1	肉用牛 / 乳用牛にメタンガス発生を抑制する飼料与える
施策 A2	豚にメタンガスの発生を抑制する飼料与える
施策 A3	家畜糞尿からのメタン燃料創出と利用
施策 A4	稲作の中干し期間延長によるメタン発生抑制
施策 A5	竹材のバイオ炭の農地施用による CO ₂ 固定
施策 A6	もみ殻の固形燃料化
施策 A7	養鰻業者の燃料転換
施策 A8	農業機械の EV 化
施策 A9	有機農業の推進
施策 A10	山林の適正管理

ウ 取り組む施策

施策 A1. 肉用牛 / 乳用牛にメタンガス発生を抑制する飼料与える

【背景】

牛のゲップによるメタンの排出が畜産分野の排出の中でも大きな割合を占めています。メタンガス発生を抑える飼料の供与により、排出を最大98%抑えられることが示されています。また、通常の慣用飼料に代えてアミノ酸バランス改善飼料を給餌することにより、牛の飼養に伴う排せつ物管理からの一酸化二窒素の排出量を抑制することができます。

【具体的な施策】

町内の肉牛 / 乳牛事業者に対して、メタンや一酸化二窒素の排出を抑える飼料の購入に対する補助金制度を設けるとともに、飼料の効果的な給与方法や削減できた温室効果ガスの量を算定し、J-クレジット制度においてクレジット化することなどについての説明会の開催、モデル事業の実施によるデータの公開などを実施します。

注：J-クレジット制度によりクレジットを作成し、町外へ売却した場合、大崎町内の炭素排出削減量が流出することになるが、売却可能な期間は開始から8年間に限定されている。その間の売却益は、初期の機器整備代金の回収費用と見なし、9年目以降からが純粋に町内の排出削減に寄与するものと考えられる。(以後のJ-クレジットの記述において同じ)

【想定される排出削減量】〔メタン発生抑制〕

2030年度：4,774トン-CO₂

2050年度：18,433トン-CO₂

2024年から2050年まで27年間で毎年3.7%ずつ実施率を向上させて、2050年度において100%実施を目指します。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率(%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値(トンCO ₂)	0	4,774	18,433

施策 A2. 豚にメタンの発生を抑制する飼料与える

【背景】

豚や鶏の糞尿の処理過程から温室効果ガスであるメタンガスが発生する。通常の慣用飼料に代えてアミノ酸バランス改善飼料を給餌することにより、豚の飼養に伴う排せつ物管理からのメタンの排出量を抑制することができる。

【具体的な施策】

豚の肥育事業者に対して、メタンの排出を抑える飼料の購入に対する補助金制度を設けるとともに、飼料の効果的な給与方法や削減できた温室効果ガスの量を算定し、J-クレジット制度においてクレジット化することなどについての説明会の開催、モデル事業の実施によるデータの公開などを実施する。

【想定される排出削減量】〔メタン発生抑制〕

2030年度：54トン-CO₂

2050年度：208トン-CO₂

2024年から2050年まで27年間で毎年3.7%ずつ実施率を向上させて、2050年度において100%実施を目指す。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率(%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値(トンCO ₂)	0	54	208

施策 A3. 家畜糞尿からのメタン燃料創出と利用

【背景】

牛や豚、鶏などの畜産糞尿は一部堆肥化されていますが、処理しきれていない糞尿を発酵させてバイオガスを生成することができます。これは施設野菜や養鰻業で使用されている加温用の化石燃料の代替として使用することにより、二酸化炭素の排出量を削減することが期待されます。また、し尿の管理により排出される二酸化炭素や一酸化二窒素、メタンなどの温室効果ガスを削減できます。

【具体的な施策】

畜産糞尿を回収し、メタン発酵によりメタンガスを発生させる施設と、メタンガスを直接燃料として利用する複合的な施設群を、町内に分散して配置する仕組みを導入します。メタンの売却や削減できた温室効果ガスの量を算定し、J-クレジット制度においてクレジット化することなどについての説明会の開催、モデル事業の実施によるデータの公開などを実施します。

【想定される排出削減量】〔メタン発生抑制〕

2030年度：1,876トン-CO₂

2050年度：7,245トン-CO₂

2024年から2050年まで27年間で毎年3.7%ずつ実施率を向上させて、2050年度において100%実施を目指す。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率(%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値(トンCO ₂)	0	1,876	7,245

施策 A4. 稲作の中干し期間延長によるメタン発生抑制

【背景】

水田の嫌気的環境においては微生物活動により温室効果ガスであるメタンが発生する。福島県の農業総合センターが行った研究では、1週間前倒しして中干し期間を延長したところ、メタンの発生が抑えられ、収穫量には影響しないことが報告された。

【具体的な施策】

町内の稲作農家において、中干し期間を1週間程度延長することを推奨することとし、説明会の開催やモデル圃場での実証実験、実験結果の広報などを行う。

【想定される排出削減量】〔メタン発生抑制〕

2030年度： 423トン-CO₂

2050年度：1,633トン-CO₂

2024年から2050年まで27年間で毎年3.7%ずつ実施率を向上させて、2050年度において100%実施を目指す。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率(%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値(トンCO ₂)	0	423	1,633

施策 A5. 竹材のバイオ炭の農地施用による CO₂ 固定

【背景】

竹材は、燃焼させたり、そのまま農地にすき込んだり堆肥化すると微生物により分解されてこれらが固定していた二酸化炭素を再放出されてしまう。しかし、炭化させることで炭素として地中にとどめることができ炭素固定が可能になる。

【具体的な施策】

バイオ炭を製造する設備の導入を支援する補助金を設定する。竹材等をバイオ炭にし、農地に施用することを推奨するため、説明会を実施するほか、モデル圃場を設定して、取り組みを公開していく。条件が整えば削減できた温室効果ガスの量を算定し、J-クレジット制度においてクレジット化することが可能なため、これについても説明会で解説する。

【想定される排出削減量】〔二酸化炭素発生抑制〕

2030年度： 87トン -CO₂

2050年度：337トン -CO₂

2024年から2050年まで27年間で毎年3.7%ずつ実施率を向上させて、2050年度において100%実施を目指す。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率(%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値(トン CO ₂)	0	87	337

施策 A6. もみ殻の固形燃料化

【背景】

現状では農地還元や牛糞に混ぜても、もみ殻に未利用余剰が生じている。これをオガライトなど薪代用の固形燃料化することで化石燃料の代替品として利用が可能である。

【具体的な施策】

町内数カ所に共同利用のもみ殻を固形燃料化する設備を設置し、廃棄されているもみ殻を持ち込んで固形燃料とする。これを化石燃料の代替として利用するため、「BBQの日」を設定したり、回収販売ルートの確立をすすめて、もみ殻固形燃料の利用促進を行う。

【想定される排出削減量】〔二酸化炭素発生抑制〕

2030年度：185トン-CO₂

2050年度：713トン-CO₂

2024年から2050年まで27年間で毎年3.7%ずつ実施率を向上させて、2050年度において100%実施を目指す。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率(%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値(トンCO ₂)	0	185	713

施策 A7. 養鰻業者の燃料転換

【背景】

養鰻業者のボイラー利用による温室効果ガスの排出量が町内では大きい。A 重油 A ボイラーから木質ペレットボイラーに切り替えることで排出量が大幅に削減できる。

【具体的な施策】

ボイラー更新の際に木質バイオマスボイラーの導入を推進する。買い換えを促進する補助金を設ける。間伐材の有効活用により森林整備にも有効であるので、間伐材の供給の仕組みを合わせて構築する。

【想定される排出削減量】〔二酸化炭素発生抑制〕

2030年度： 4,140トン-CO₂

2050年度： 15,986トン-CO₂

2024年から2050年まで27年間で毎年3.7%ずつ実施率を向上させて、2050年度において100%実施を目指す。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率(%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値(トンCO ₂)	0	4,140	15,986

施策 A8. 農業機械のEV化

【背景】

近年、電動の農業機械が発売されるようになってきている。機材をEV化することで温室効果ガスの排出削減が期待される。

【具体的な施策】

農業機械のEV化を推進する。説明会や、導入のための補助金の創設を行う。

【想定される排出削減量】〔二酸化炭素発生抑制〕

2030年度：33トン-CO₂

2050年度：128トン-CO₂

2024年から2050年まで27年間で毎年3.7%ずつ実施率を向上させて、2050年度において100%実施を目指す。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率(%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値(トンCO ₂)	0	33	128

施策 A9. 有機農業の推進

【背景】

化学肥料の使用によって温室効果ガスの一酸化二窒素が排出されている。

【具体的な施策】

緑肥、有機肥料などを使った有機農業の推進により温室効果ガスの排出を削減する。そのための講習会の実施やモデル圃場の設定を行ってデータを公開する。

【想定される排出削減量】〔一酸化二窒素発生抑制〕

2030年度： 50トン-CO₂

2050年度： 191トン-CO₂

2024年から2050年まで27年間で毎年3.7%ずつ実施率を向上させて、2050年度において100%実施を目指す。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率(%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値(トンCO ₂)	0	50	191

施策 A10. 山林の適正管理

【背景】

町内の人工林は主伐が行われていない老齢林が増えてきており、二酸化炭素の吸収量が減少している。造林方法の改善により二酸化炭素の吸収率を向上させることが可能。

【具体的な施策】

適正管理のための広報活動，奨励金による林業振興にあわせて人材育成も行っていく。

【想定される排出削減量】〔森林吸収量増加〕

2030年度：1,692トン-CO₂

2050年度：6,532トン-CO₂

2024年から2050年まで27年間で毎年3.7%ずつ実施率を向上させて、2050年度において100%実施を目指す。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率(%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値(トンCO ₂)	0	1,692	6,532

【②業務その他部門】

ア 現状と課題

事務所や事業所店舗などでは省エネルギー化を進める取り組みが盛んになってきている。

町内需要の2倍以上の発電賦存量を誇る太陽光発電を始め、畜産糞尿や焼酎かすなどのバイオマス資源、町内の再生可能エネルギーの可能性を検討し、エネルギーの地産地消に取り組む。

イ 対策・施策の方向性

国や県の取り組みと連携しながら、事業所などの再エネ普及を促進します。みんなで創る大崎ゼロカーボンコンソーシアム構想として、それぞれの主体が連携することでEVの普及や共同配送の実現など画期的な排出削減の取り組みを進める。

本町において追加的に取り組む施策一覧

施策番号	施策内容
施策 B1	地域エネルギー会社の設立
施策 B2	バイオマス燃料の利用
施策 B3	町有地・町施設・公民館等へのソーラーパネル・蓄電池設置
施策 B4	町施設の ZEB 化
施策 B5	店舗・事務所等へのソーラーパネルと蓄電池の設置

ウ 取り組む施策

施策 B1. 地域エネルギー会社の設立

【背景】

大崎町における太陽光発電の賦存量は、町内の電力需要の約2倍あると試算されている一方で、現在は町外から多くの電力を購入している状況となっている。町内の遊休地や施設の屋上など太陽光発電パネルの設置可能な場所が多数ある。

【具体的な施策】

地域エネルギー会社を設立し、衛自連などの地域団体との連携により地域と密着したエネルギーの売買システムの構築を進める。地域の FIT 切れ電力の買取, PPA による発電施設のさらなる展開, 利益を地域に循環させる仕組みを構築するために、各主体の連絡調整業務を役場が担っていく。これにより町内の電力を 100%再生可能エネルギーに切り替える。

【想定される排出削減量】〔二酸化炭素発生抑制〕

2030年度：10,145トン-CO₂

2050年度：39,168トン-CO₂

2024年から2050年まで27年間で毎年3.7%ずつ実施率を向上させて、2050年度において100%実施を目指します。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率(%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値(トンCO ₂)	0	10,145	39,168

施策 B2. バイオマス燃料の利用

【背景】

衛生センターにおける人由来のし尿等について、焼酎かすとともにメタン発酵させることにより、メタンを発生させ、これによる脱炭素燃料の供給を行うことが可能である。（畜産由来の糞尿によるメタン発酵利用についての施策は、別途記載）

【具体的な施策】

し尿由来のメタン発酵で、化石燃料の代替エネルギーを得る施設の整備と運用の仕組みを構築する。

【想定される排出削減量】〔二酸化炭素発生抑制〕

2030年度：749トン-CO₂

2050年度：749トン-CO₂

2030年度において100%実施を目指す。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率(%)	0	100	100
年間排出削減目標値(トンCO ₂)	0	749	749

施策 B3. 町有地・町施設・公民館等へのソーラーパネル・蓄電池設置

【背景】

町有地で遊休地となっている場所や町有施設の屋上などに太陽光発電パネルを設置することで自立分散型の発電が可能、災害対策の機能も想定して蓄電池や充放電設備（V2H）と組み合わせて設置することで、災害時でも昼夜ともに電気を使うことができる避難所としての整備が可能となる。

【具体的な施策】

町有の遊休地や施設の屋上などに順次パネルを設置するために、再生可能エネルギー導入可能性調査を実施する。設置可能な場所については、国等の補助金を活用して順次設置していく。

【想定される排出削減量】〔二酸化炭素発生抑制〕

2030年度： 509トン-CO₂/年（町有施設）
 99トン-CO₂/年（公民館等）
 2050年度： 1,966トン-CO₂/年（町有施設）
 383トン-CO₂/年（公民館等） [再掲]

2024年から2050年まで27年間で毎年3.7%ずつ実施率を向上させて、2050年度において100%実施を目指す。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率(%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値(トンCO ₂)	0	608(0)	2,349(0)

施策 B4. 町施設の ZEB 化

【背景】

町の本庁舎には BEMS (ビルエネルギー管理システム) が導入されているが、今後の新築、改修時には、オール電化と再生可能エネルギーを最大限有効活用して、エネルギー自給を目指す (ZEB 化) を視野に入れた整備を行う。これにより温室効果ガスの排出削減と、長期的なコスト削減が可能となる。災害時の避難所としてもより安心な場所となる。

【具体的な施策】

町施設の再生可能エネルギー導入可能性調査に併せて、ZEB 化費用の調査を実施する。原則として新築や大規模改修に併せて ZEB 化を図っていく。

【想定される排出削減量】〔二酸化炭素発生抑制〕

2030 年度：108 トン -CO₂ / 年

2050 年度：416 トン -CO₂ / 年

[電気部分は施策 B1 と重複するため燃料部分のを計上した]

2024 年から 2050 年まで 27 年間で毎年 3.7% ずつ実施率を向上させて、2050 年度において 100% 実施を目指す。

年 度	2023 年度	2030 年度	2050 年度
実施率 (%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値 (トン CO ₂)	0	108	416

施策 B5. 店舗・事務所等へのソーラーパネルと蓄電池の設置

【背景】

住居へのソーラーパネル設置については家庭部門に記載のとおりであるが、店舗や事務所、工場等への太陽光発電設備と蓄電池の導入により、温室効果ガスの排出量を削減するとともに、エネルギーが自給でき災害時にも経済が停滞しない、地域作りを実現させることが可能となる。

【具体的な施策】

国や鹿児島県が実施している補助金制度の広報や周知、説明会の実施など、国や県の施策を後押しする施策を実施し、連携して普及を促進する。

【想定される排出削減量】〔二酸化炭素発生抑制〕

2030年度： 2,824トン-CO₂

2050年度： 10,904トン-CO₂ [再掲]

2024年から2050年まで27年間で毎年3.7%ずつ実施率を向上させて、2050年度において100%実施を目指す。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率(%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値(トンCO ₂)	0	2,824(0)	10,904(0)

【③家庭部門】

ア 現状と課題

家庭部門では、暮らしやすさと、家庭や地域内のつながりを大切にしながら、省エネと再エネに取り組み、環境に優しい生活へとシフトさせる施策を実行します。また、これら家庭におけるエコライフが地域経済の活性化に結びつくよう取り組みを進めます。

フードバンクや食品相互活用（施策C1）、衣類のリユース市（施策C4）、家庭菜園・共同菜園（施策C7）などを通じて地域の資源を循環させながらコミュニケーションを活性化させ、あわせて支出を抑えます。コミュニティ単位での地産地消やリサイクルも活発化し、家族や地域の仲間と触れ合う時間を増やします。

一方で、オール電化（施策C2）、省エネ家電（施策C3）、太陽光発電（施策C5）、環境配慮型住宅（施策C6）の促進を通じて家庭でのエネルギー効率を改善し、より快適でありながら不要な支出を抑える取り組みを進めます。これらを通じてより災害にも強く安心して生活を営める基盤を作ります。

これらの家庭での取り組みが豊かな人生設計と人・地域のつながりを生み出している「おしゃれ」な町づくりにつなげます。

イ 対策・施策の方向性

衣食住の各場面でより暮らしやすい生活基盤の確立を進めます。循環と脱炭素をキーワードに、家庭内や地域コミュニティにおけるつながりを強める取り組みを進めます。

本町において追加的に取り組む施策一覧

施策番号	施策内容
施策C1	フードロスの削減
施策C2	オール電化の推進
施策C3	省エネ家電への買い替えなどの省エネライフの推進
施策C4	サステナブルファッションの推進
施策C5	家庭へのソーラーパネルと蓄電池の設置
施策C6	未来型住宅（環境配慮型住宅）の普及
施策C7	家庭菜園・共同菜園を通じた地産地消の推進
施策C8	エコライフポイントの導入

ウ 取り組む施策

施策 C1. フードロスの削減

【背景】

世界では作られた食品の 1/3 が捨てられており、このロスを減らすことにより生産や輸送に要するエネルギーやコストや労働力を節減することができる。

【具体的な施策】

町内でのフードバンク体制の構築を支援する。バンクが立ち上がり次第、食材の相互活用を推進するため、広報や情報交換の手段や場を設定するなどの支援を実施する。キャンペーンイベント、説明会などを開催する。

【想定される排出削減量】〔二酸化炭素発生抑制〕

2030 年度： 35 トン -CO₂

2050 年度： 135 トン -CO₂

2024 年から 2050 年まで 27 年間で毎年 3.7% ずつ実施率を向上させて、2050 年度において 100% 実施を目指す。

年 度	2023 年度	2030 年度	2050 年度
実施率 (%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値 (トン CO ₂)	0	35	135

施策 C2. オール電化の推進

【背景】

オール電化を普及させることにより、ガスや灯油など家庭で使用する化石燃料の量を抑えることが期待される。ガスコンロや湯沸かし器の使用などにより、二酸化炭素や一酸化二窒素、メタンなどの温室効果ガスが排出される。

【具体的な施策】

HEMS やオール電化の導入キャンペーンの実施、補助金を設定し、これらの普及を促進する。

【想定される排出削減量】〔二酸化炭素・メタン発生抑制〕

2030年度： 342トン-CO₂

2050年度：1,321トン-CO₂

2024年から2050年まで27年間で毎年3.7%ずつ実施率を向上させて、2050年度において100%実施を目指す。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率(%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値(トンCO ₂)	0	342	1321

施策 C3. 省エネ家電への買い替えなどの省エネライフの推進

【背景】

エアコンは省エネ性能向上により、ライフサイクルで19～28%程度の排出削減となっているほか、冷蔵庫は省エネ性能向上により38～46%の節電となっている。照明器具についても、白熱球をLEDに変更すると電気使用量が90%節減される。エアコンについても暖房の温度設定を1度下げると5%の節電、冷房の温度設定を1度上げると10%の節電など、上手な暮らし方により省エネが進む。

【具体的な施策】

省エネ型家電への買い替え促進、賢い家電の使い方などについてのキャンペーンの実施や啓発冊子の配布などによる意識向上を進める。

【想定される排出削減量】〔二酸化炭素発生抑制〕

2030年度：2,270トン-CO₂

2050年度：8,766トン-CO₂ [再掲]

2024年から2050年まで27年間で毎年3.7%ずつ実施率を向上させて、2050年度において100%実施を目指す。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率(%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値(トンCO ₂)	0	2,270(0)	8,766(0)

施策 C4. サステナブルファッションの推進

【背景】

ファッション業界からの温室効果ガスの排出が、事業活動全体の10%前後を占めると言われている。そのため、衣料品を大切に使うことが温室効果ガスの排出削減につながってくる。

【具体的な施策】

リユース市やフリーマーケットを開催して、使える衣料品を大切に使うための場を設定する。これにより廃棄される衣類を減らすことができる。化学繊維製品などの場合は、焼却することで二酸化炭素の排出につながるため、流通過程での削減と合わせて排出削減となる。キャンペーンやリユース事業への補助金などを実施する。

【想定される排出削減量】〔二酸化炭素発生抑制〕

2030年度： 690トン-CO₂

2050年度：2,662トン-CO₂

2024年から2050年まで27年間で毎年3.7%ずつ実施率を向上させて、2050年度において100%実施を目指す。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率(%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値(トンCO ₂)	0	690	2,662

施策 C5. 家庭へのソーラーパネルと蓄電池の設置

【背景】

家庭部門の電力を分散型の再生可能エネルギーに切り替えることにより、発電所からの温室効果ガス排出量削減やストーブ、石油ファンヒーターなどの使用による化石燃料の使用を抑えることにつながる。

【具体的な施策】

国などが実施する補助金の案内やメーカーが行うソーラー発電普及キャンペーン等との連携しながらオール電化・ZEHの普及啓発を進める。

【想定される排出削減量】〔二酸化炭素発生抑制〕

2030年度：1,658トン-CO₂

2050年度：5,332トン-CO₂ [再掲]

2024年から2050年まで27年間で毎年3.7%ずつ実施率を向上させて、2050年度において100%実施を目指す。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率(%)	7	31.1	100
年間排出削減目標値(トンCO ₂)	0	1,658(0)	5,332(0)

施策 C6. 未来型住宅（環境配慮型住宅）の普及

【背景】

住宅に関連した温室効果ガスの排出が、ライフスタイルからの排出の中では最も大きなものであるため、省エネルギーなどに配慮した住宅設備などをそなえた環境配慮型住宅を利用することにより、普段どおりの生活をするだけで省エネなライフスタイルを送ることができる。

【具体的な施策】

ヒートポンプの設置や高断熱改築の推進、住まいに木や植物を取り入れた空間を推進するなど、環境配慮型住宅を紹介したり見学できるなどのキャンペーンをハウスメーカーなどと連携しながら実施する。リフォームの際の補助金等を設定する。

【想定される排出削減量】〔二酸化炭素発生抑制〕

2030年度： 388トン-CO₂

2050年度： 1,497トン-CO₂ [再掲]

2024年から2050年まで27年間で毎年3.7%ずつ実施率を向上させて、2050年度において100%実施を目指す。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率(%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値(トンCO ₂)	0	388(0)	1,497(0)

施策 C7. 家庭菜園・共同菜園を通じた地産地消の推進

【背景】

食料の生産、運搬、廃棄による温室効果ガスの排出が大きいため、食料の自給率を上げることにより食料生産や運搬にかかる排出量を減らすことが期待される。また、家庭菜園でとれた野菜などの交換や共同菜園での作業などを通じて、地域コミュニティの絆が強められることなども期待される。

【具体的な施策】

菜園普及キャンペーン、野菜作り講習会などの開催や、菜園で使用する物品のレンタルや菜園用地の貸与などを通じて、菜園への取り組みの普及をはかる。

【想定される排出削減量】〔二酸化炭素発生抑制〕

算定困難

2024年から2050年まで27年間で毎年3.7%ずつ実施率を向上させて、2050年度において100%実施を目指す。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率(%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値(トンCO ₂)	0	0	0

※算定困難であるが、食料生産や運搬により排出される二酸化炭素の削減が期待される。

施策 C8. エコライフポイントの導入

【背景】

日常的な省エネ行動に対してインセンティブを付与し、脱炭素活動を習慣化させることを促進するためのポイント制度を設定する。これにより、商品の製造、運搬、廃棄から排出される二酸化炭素や、自家用車等から排出される二酸化炭素の排出を削減できる。

【具体的な施策】

アプリの開発・既存アプリを導入することにより、ポイント制度を立ち上げる。開始時点において普及キャンペーン等を実施して早期の定着を目指す。

【想定される排出削減量】〔二酸化炭素発生抑制〕

算定困難

2024年から2050年まで27年間で毎年3.7%ずつ実施率を向上させて、2050年度において100%実施を目指す。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率(%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値(トンCO ₂)	0	0	0

※算定困難であるが、食料生産や運搬により排出される二酸化炭素の削減が期待される。

【④運輸部門】

ア 現状と課題

大崎町においては温室効果ガス排出量のうち約40%が運輸関連からと試算されていて、全国平均より高い水準となっています。温室効果ガスの排出量の大きな運輸部門の取り組みとしては、燃料電池自動車や電気自動車などのエコカーを普及（施策D2, D5, D6）させる、エコドライブの励行（施策D3）により燃料の使用量を削減する、そして物流の仕組みを改善（施策D1, D4）することの3つを大きな柱として取り組みを進めます。スムーズな交通の流れを作るための道路の改良などもエコドライブにつながります。インフラ整備としては、水素ステーションの設置や電気自動車の急速充電ステーションの設置なども必要になっています。

イ 対策・施策の方向性

エコカーの普及やエコカーを普及させるための取り組みやその他運輸部門で効果的な取組を行います。

本町において追加的に取り組む施策一覧

施策番号	施策内容
施策D1	共同運送・共同配送の実施
施策D2	公用車のEV化
施策D3	エコドライブの推進
施策D4	シェアバスの運行
施策D5	建設・製造業車両のEV化
施策D6	事業者/住民へのEV普及

ウ 取り組む施策

施策 D1. 共同運送・共同配送の実施

【背景】

現在、宅配便の運送会社は、それぞれの会社で配送を行っており、運行経路の重複があるなど、効率的な運用が求められている。また、不在再配達が発生する場合もあり、コストアップにもつながっている。

【具体的な施策】

町内を走る運送業者間の連携体制を作ることや集配ステーションを設置して一旦そこに集めて配送する仕組みを作るなど、配送を共同化することにより、トラックの運行効率を高め、コストと温室効果ガス排出を削減する。

【想定される排出削減量】〔二酸化炭素発生抑制〕

2030年度：12トン-CO₂/年

2050年度：12トン-CO₂/年

2029年に集配ステーションを設置することを目標とし、2030年以降の実施を目指す。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率(%)	0	100	100
年間排出削減目標値(トンCO ₂)	0	12	12

施策 D2. 公用車のEV化

【背景】

役場から率先してEVを使用することで、町内へのEV普及のきっかけを作る。併せて役場で導入したEV車を利用してEV普及につなげる。

【具体的な施策】

現在ある公用車（35台）を順次EVなど次世代自動車に更新して行く。また、スクールバス（2台）についても次世代自動車に更新する。

役場で導入したEV車を休日にカーシェアリング用車として利用して、町民にEVに触れてもらう機会としたり、試乗会を行ったりしてEV車普及につなげる。さらに公用車を利用した乗り合い送迎サービスを実施して利用を促進する。

【想定される排出削減量】〔二酸化炭素発生抑制〕

2030年度：10トン-CO₂/年

2050年度：39トン-CO₂/年

2024年から2050年まで27年間で毎年3.7%ずつ実施率を向上させて、2050年度において100%実施を目指す。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率(%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値(トンCO ₂)	0	10	39

施策 D4. シェアバスの運行

【背景】

高齢者が増加する中、タクシーや乗用車が通院や買い物に利用されている。高齢運転者による事故も報告されている。

【具体的な施策】

町内各所をコミュニティバスで巡回し、個別に車が走らなくても良い環境を作る。

【想定される排出削減量】〔二酸化炭素発生抑制〕

タクシーや乗用車の利用減少による削減量 38 トン CO₂

コミュニティバスによる排出量 12 トン CO₂

差し引き削減量 26 トン CO₂

2030 年度： 7 トン -CO₂

2050 年度： 26 トン -CO₂

2024 年から 2050 年まで 27 年間で毎年 3.7% ずつ路線を延長していき、2050 年度において 100% 実施を目指す。

年 度	2023 年度	2030 年度	2050 年度
実施率 (%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値 (トン CO ₂)	0	7	26

施策 D5. 建設・製造業車両の EV 化

【背景】

近年では建設機材、フォークリフトなど製造業で使用する業務用車両についても EV 化が行われてきている。町内にある約 100 台の建設・製造業車両について EV 化促進する。業務用車両は稼働率が高いため、EV 化により排出削減効果が大きい。電気は再エネ化されていることを前提とすることで、電力消費量増加による排出量の増加はない。

【具体的な施策】

販売店と連携して試乗会の実施や補助金の導入を行う。

【想定される排出削減量】〔二酸化炭素発生抑制〕

2030 年度：167 トン -CO₂ / 年

2050 年度：646 トン -CO₂ / 年

2024 年から 2050 年まで 27 年間で毎年 3.7% ずつ EV 化を進めていき、2050 年度において 100% 実施を目指す。

年 度	2023 年度	2030 年度	2050 年度
実施率 (%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値 (トン CO ₂)	0	167	646

施策 D6. 事業者 / 住民への EV 普及

【背景】

国においては2030年代にガソリンエンジン車の新車販売を禁止するとしており、ガソリン車からエコカーへのシフトが起こりつつある。

町内においてもエコカーへシフトしつつあり、EV車も普及しはじめたところであるが、まだEVを運転したことがない人も多くいるのが現状である。

一方、電気自動車の充電設備は十分に整っていない状況にあり、特に急速充電器は、町内に道の駅野方あささの1所しかない。

なお、役場施設に充放電設備（V2H）を設置することとしており、災害時にEVを移動型蓄電池として活用が可能になる。電気は再エネ化されていることを前提とすることで、電力消費量増加による排出量の増加はない。

【具体的な施策】

自動車販売店とタイアップしたEV車の試乗会や紹介資料の提供などを行ってEV車の普及を促進する。町内に登録のある自動車6,600台をEV車に更新する。

国や県の補助金の紹介を行って、個人や事業者向けに充電設備の設置を促進するとともに、当面、町内に役場施設を中心に11箇所程度設置することを目指す。

【想定される排出削減量】〔二酸化炭素発生抑制〕

2030年度：1,661トン-CO₂/年

2050年度：6,411トン-CO₂/年

2024年から2050年まで27年間で毎年3.7%ずつ実施率を向上させて、2050年度において100%実施を目指す。

年 度	2023年度	2030年度	2050年度
実施率 (%)	0	25.9	100
年間排出削減目標値 (トン CO ₂)	0	1,661	6,411

(2) 温室効果ガスの排出削減対策(エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス)

【①農業分野】

ア 現状と課題

エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量について、農業分野においてメタンや一酸化二窒素の排出量の90%以上を占めており、近年は横ばいで推移しています。

イ 対策・施策の方向性

温室効果ガスの排出削減に配慮した生産活動を推進します。

ウ 取り組む施策

(7) 環境との調和に配慮した農業等の推進

- 家畜排せつ物や焼酎粕などの廃棄物の適正処理と有効利用による環境に配慮した産業の育成を促進します。
- 土壌への炭素貯留を増加させるため、耕畜連携による家畜堆肥の利用を促進します。
- 家畜排せつ物について、メタン生成を抑えた堆肥化を図るため、処理施設の整備や既存施設の機能強化を促進します。
- 堆肥の広域流通など、より一層の有効利用を図るためのペレット化の普及を促進します。
- 肥料の使用量の適正化その他温室効果ガスの排出抑制に配慮した生産活動を促進します。
- 農地土壌中の炭素貯留量の増加に資する環境保全型農業を推進します。
- 化学農薬や化学肥料の節減につながるスマート農業機器の導入を促進します。
- 環境負荷低減事業活動実施計画の認定を促進します。
- 農畜産物の生産における温室効果ガスの排出抑制のため、研究・開発を推進します。

(1) バイオ燃料への活用促進

- 家庭や飲食店等から発生する廃食油を燃料として有効活用することを促進します。

【②代替フロン等4ガス分野】

ア 現状と課題

大崎町においては代替フロン等4ガスの排出量は、年々増加しています。

これは、オゾン層を破壊する特定フロン類に替わって、エアコンや発泡剤、半導体製造等に「代替フロン」と呼ばれる、ハイドロフルオロカーボン類等が使用されるようになってきたことによるもので、特定フロン類からの転換が進んでいることから、今後も生産量や使用量は増加すると見込まれます。

イ 対策・施策の方向性

エアコンや発泡剤、半導体製造等に使用されている「代替フロン等4ガス」については、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」等に基づく管理者への適正な指導・助言や、適正な回収・処理についての情報提供を行います。

ウ 取り組む施策

(7) 代替フロン等4ガスの適正な回収処理等の促進

- 特定家庭用機器再商品化法、使用済自動車の再資源化等に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の適切な運用により、代替フロン等4ガスが使用されている冷蔵庫やエアコンなどの機器使用時の漏洩防止や廃棄時の回収・適正処理を推進します。
- 未規制用途での代替フロン等4ガスの自主的な回収及びノンフロン製品の普及を促進します。

(3) 温室効果ガスの吸収源対策

ア 現状と課題

町の面積の約3割を占める森林は、木材等の林産物を供給するほか、地球温暖化の防止、水源のかん養、山地災害の防止、生物多様性の保全、景観の保全等の公益的機能の発揮を通じ、町民の豊かな生活環境を保全するなど重要な役割を果たしています。

このようなことから、森林の多面的機能の発揮を確保し、将来にわたって町民がその恩恵を享受するためには、間伐の実施などによる森林の適正な整備・保全や県産材の利用を進める必要があります。

イ 対策・施策の方向性

それぞれの森林が発揮することを期待されている機能に応じて、地域特性や森林資源の状況などを踏まえた適切な森林の整備・保全を推進し、森林の有する多面的な機能の高度発揮に努めます。

炭素を固定している木材を住宅等に利用することは、木材中の炭素を長期間にわたって維持することから、地元産木材の利用を推進します。

ウ 取り組む施策

(ア) 森林整備・保全の推進

- スギ・ヒノキ人工林については、計画的な間伐を推進するとともに、伐採後の再造林対策の強化、立地条件等を踏まえた広葉樹林等への誘導、優良苗木の安定供給体制づくり等の各種施策を総合的に進め、地球温暖化防止に貢献する森林の整備・保全を推進します。
- 地域特性を活かした森林づくりを進め、森林環境の保全を図ります。
- 治山施設の計画的な整備、重要な松林における松くい虫被害対策、野生鳥獣による林業被害の防止対策などを推進します。

(イ) 地元産材の利用拡大・供給体制の強化

- 公共施設等の木造化・木質化、木質バイオマス利用など、地元産材の利用拡大を図るとともに、新たな需要に向けた取組を促進します。
- 原木の安定的な供給体制を整備するとともに、木材の加工・流通施設の整備などにより、木材産業の競争力強化を図ります。

(4) 部門・分野横断的対策等

【①部門・分野横断的対策】

ア 現状と課題

温室効果ガス排出量の大幅な削減を達成するためには、社会経済活動の基盤となる地域環境の整備が不可欠です。長期的な視野を持ち、計画的に対策を推進することが求められており、化石燃料に依存する社会から脱炭素社会への転換を図るには、環境教育とあわせて、職場、家庭などにおいて温室効果ガスの排出削減のための具体的な取組を推進していく人材育成や、環境活動を行っているNPO法人・企業等との連携も重要です。

イ 対策・施策の方向性

本町の多様で豊かな資源を活用し、自然環境に配慮しつつ、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進します。

エネルギーとして利用する際に二酸化炭素を排出せず、脱炭素化に寄与する水素の利活用について町内での展開方法を検討します。

企業における脱炭素経済社会への対応を促進します。

ウ 取り組む施策

(ア) カーボン・オフセット制度の普及促進

- 事業者等が自ら削減できない二酸化炭素の排出量について、他者が実現した吸収量の購入により埋め合わせをする「かごしまエコファンド（鹿児島県版カーボン・オフセット）制度」の普及を促進します。

(イ) 地域の特性を生かした地産地消型の再生可能エネルギーの導入促進

- 本町の資源を活用し、自然環境に配慮しつつ、地域との共生を図りながら、水力発電、バイオマス発電、地熱発電、風力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 雇用の拡大や地域の活性化を目指して、地域の資源を地域で利用する「エネルギーの地産地消」を促進します。
- 蓄電池を活用した地産地消型再生可能エネルギーの導入を推進し、エネルギーの自給率の向上、非常時のエネルギー確保及び雇用創出による地域活性化を図ります。

(ウ) 水素利活用の推進

- 様々な機会を通して広く情報の提供等を行い、水素エネルギーに対する町民の理解を促進します。

- 定置用燃料電池（エネファーム等）の導入を促進します。
- 再生可能エネルギーの余剰電力等を活用した水素製造施設の整備等を促進します。

(I) 環境マネジメントシステムの普及促進

- 事業者が、経営上の環境に関する方針や目標を設定し、その達成に向けて自主的に環境保全に関する取組を進めていくための体制・手続等の仕組みである「環境マネジメントシステム」の導入を促進します。

特に、中小規模事業者においては、ISO14001より比較的導入しやすいエコアクション21等の導入を促進します。

(オ) 飼料自給率の向上

- 草地や飼料畑等の飼料生産基盤の確立、水田を活用した飼料用稲等の生産・利用拡大、コントラクター等飼料生産支援組織の育成による飼料生産の外部化を推進します。

【②脱炭素型ライフスタイルへの転換】

ア 現状と課題

2030年度温室効果ガス排出削減目標の達成及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、市民の行動変容、ライフスタイル変革を強力に押し進めていくためには、脱炭素につながる豊かな暮らしについて、例えば、サステナブルファッションや、快適で健康な暮らしにもつながる住宅の断熱リフォーム、テレワーク、地産地消等、具体的な製品やサービスをまずは知ってもらい、さらに、体験・体感といった共感につながる機会や場を提供することが必要不可欠です。

そのためには、学校や家庭における体験が重要であり、学校や企業、行政等が一体となって情報を共有し、発信していく必要があります。

イ 対策・施策の方向性

家庭でのエネルギー使用等に関し、効果的・実践的な普及啓発等を通じ、低炭素型の製品やサービスの選択につなげるなど、市民のライフスタイルの脱炭素化を図ります。

環境教育・環境学習の機会の提供や情報提供に取り組み、地球温暖化防止活動の普及に努めます。

ウ 取り組む施策

(ア) 地球温暖化対策に関する市民一人ひとりの理解と行動変容の促進

- 地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす影響、地球温暖化対策について情報提供することにより、地球温暖化に対する市民の意識変革と危機意識浸透を促進します。
- 家庭における、再生可能エネルギーを電源とした電力契約への切替えを促進します。
- 再生可能エネルギー電力と電気自動車等を活用する「ゼロカーボン・ドライブ」の普及を促進します。
- テレワークや各種オンラインサービスの活用、宅配便の受取方法の多様化などを促進します。
- サステナブルファッション（衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組）への切替え、多様で柔軟な働き方にも資するクールビズ・ウォームビズを促進します。
- 農林水産物の地産地消促進に向けた取組など、生産や輸送に伴う温室効果ガスの排出削減への寄与が期待される地産地消を推進します。

- 家庭における、まだ食べられるのに廃棄される「食品ロス」などの食品廃棄物の削減を促進します。

(イ) 環境教育・環境学習の促進

- 家庭や身近な地域社会での体験や活動，環境教育・環境学習施設等の活用により，家庭・地域社会における環境教育等を促進します。
- 学校における教育活動全体を通して，環境保全活動及びESD（持続可能な開発のための教育）の視点を取り入れた環境教育の充実・推進を図ります。

(ウ) 県地球温暖化防止活動推進センターとの連携

- 地球温暖化対策推進法に基づき指定された鹿児島県地球温暖化防止活動推進センターと連携し，事業者や町民に対する地球温暖化対策に関する普及啓発や助言，情報提供等を推進します。

3 施策の実施に関する目標

(1) 再生可能エネルギーの導入促進

2030年度において、再生可能エネルギーの導入量の増加を目指します。

2030年度再生可能エネルギー導入目標

区分		2030年度 目標	2020(令和2)年度実績(参考)
発 電	太陽光発電(10kW未満)	3,000 kW	2,731 kW
	太陽光発電(10kW以上)	127,000 kW	126,626 kW
	風力発電	7,150 kW	0 kW
	水力発電/小水力発電	2,920 kW	0 kW
	地熱発電	0 kW	0 kW
	バイオマス発電	1,490 kW	0 kW
	再エネ発電量計	199,329 MWh	170,774 MWh
	区域の電気使用量	81,184 MWh	81,184 MWh
	電気使用量に占める再エネ比率	245.5%	210.4%
	熱 利 用	太陽熱利用	520 kL
バイオマス熱利用		1,490 kL	1,225 kL
地中熱		5 kL	0 kL
温泉熱		0 kL	0 kL
バイオマス燃料製造		2 kL	0 kL

注：区域の電気使用量の2030年値は、近年消費量が横ばいであることから実績値と同値と仮定した。
稼働率は太陽光14.2%、陸上風力21.7%、中小水力60%、バイオマス66.5%を適用した。(2021資源エネルギー庁資料)
太陽光発電実績値は自治体カルテから、目標値はそれを丸めたもの、他は県の実行計画の目標及び実績値の1/100を丸めたものとした。地熱と温泉熱は除いた。

(2) 事業者・町民による温室効果ガス排出削減活動の促進

本町のエネルギー起源二酸化炭素排出量に占める割合が高い運輸部門からの排出量を削減するため、新車登録台数に占める電気自動車、プラグインハイブリッド車及び燃料電池自動車の割合の増加を目指します。

2020(令和2)年度 0.3% → 2030年度 20%

(3) 地域環境の整備・改善

温室効果ガス吸収源として地球温暖化防止に貢献する森林を整備・保全するため、森林面積の増加を目指します。

2021(令和3)年度 3,148.6 ha → 2030年度 3,150ha

第6章 気候変動の影響への適応

1 気候変動の影響への適応

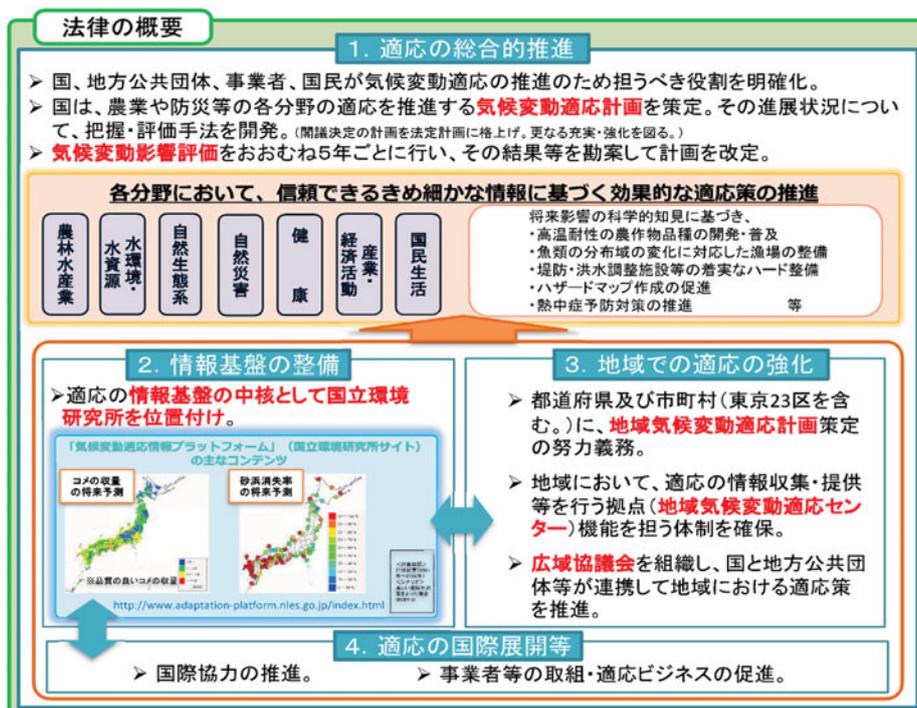
近年、気温の上昇や大雨の頻度の増加、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動の影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。

国においては、気候変動に対処し、国民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、温室効果ガスの長期大幅削減に全力で取り組むことはもちろん、現在生じており、また、将来予測される被害の防止・軽減等を図る気候変動の影響への適応に、地方公共団体や地域の事業者等を含む多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって取り組むことが一層重要であるとして、2018（平成30）年に気候変動適応法が制定されました。

2 地域気候変動適応計画

気候変動適応法の規定により、都道府県及び市町村は、その区域における自然的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進に努めるとともに、国が定める気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画を策定するよう努めることとされています。

本町における地域気候変動適応計画については、鹿児島県が策定している気候変動適応計画に準拠します。



気候変動適応法の概要

資料 気候変動法 概要（環境省）

第7章 計画の推進

地球温暖化防止に向けた取組を展開していくためには、行政、事業者、町民、環境保全活動団体等の各主体がそれぞれの役割を確認し、お互いに連携・協働することが重要です。

本章では、これまで示してきた対策・施策を効率的に推進するため、計画の推進体制、各主体の役割、計画の進捗管理及び計画の見直しについて示します。

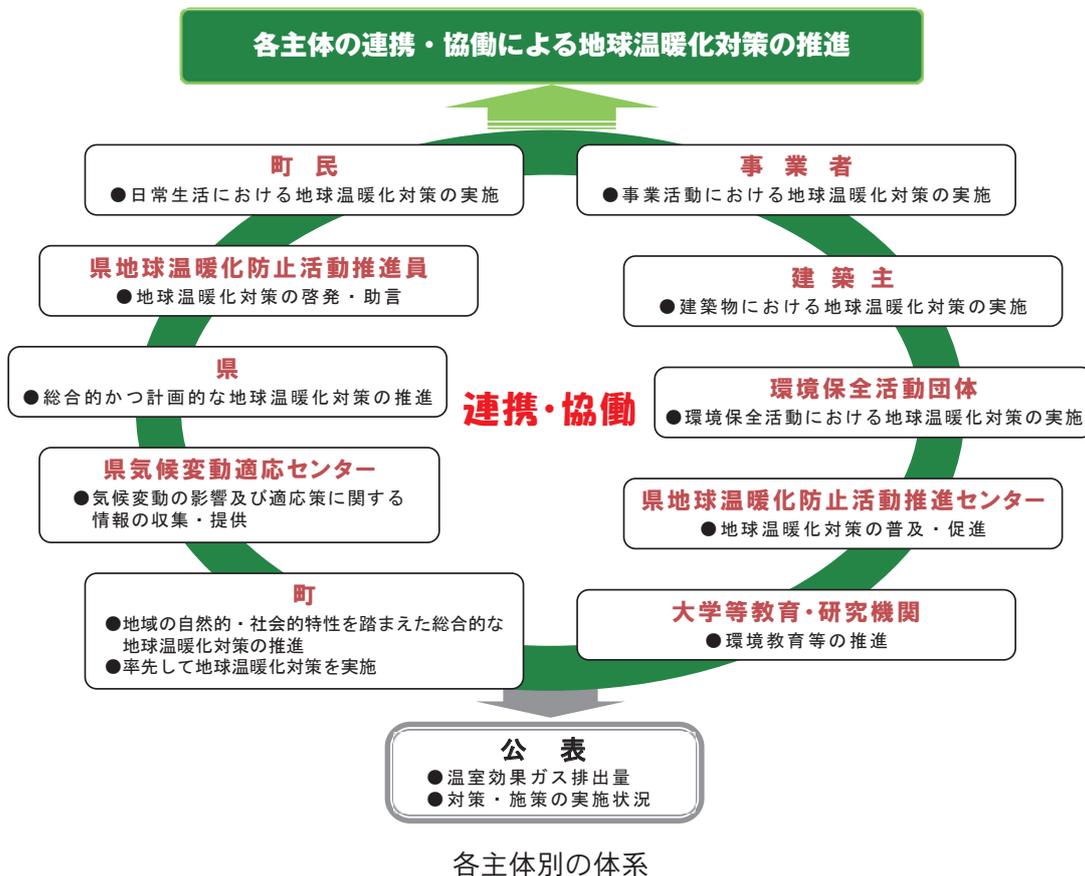
1 計画の推進体制

(1) 推進体制

町長を本部長に、各課長で構成する「温暖化対策推進本部会議」により、庁内関係機関の連携及び対策・施策の調整を図り、本計画に基づく対策・施策を総合的かつ計画的に推進します。

(2) 地域内推進体制

大崎町温暖化防止推進会議において、地球温暖化防止に向けた取り組みを展開するとともに、地域の実情を踏まえた効果的な温暖化対策についての意見・情報交換を行いながら、本計画の推進を図ります。



2 各主体の役割

(1) 町の役割

- 地域の自然的・社会的条件に応じた地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進します。
- 国・県，事業者，町民及び環境保全活動団体等と連携・協働して地球温暖化対策に取り組みます。
- 温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき，自らの事務及び事業に関し，率先して地球温暖化対策を実施します。
- 地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者，町民及び環境保全活動団体等を表彰し，地球温暖化防止への意識向上や普及啓発を図ります。

(2) 事業者等の役割

- 地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深め，その事業活動において，温室効果ガスの排出削減等に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めます。
- 従業員に対して環境教育を実施します。
- 建築主は，建築物の新築，増築又は改築に当たって，地球温暖化防止に配慮した取組を行います。
- 再生可能エネルギーの積極的導入を図ります。
- 町が実施する地球温暖化対策に協力します。
- 温室効果ガス排出の削減に向けた自主的な計画である「低炭素社会実行計画」に基づいた活動を実践します。
- カーボン・オフセット制度など地球温暖化に貢献する取組について検討します。

(3) 町民等の役割

- 地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深め，日常生活において，温室効果ガスの排出削減等に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めます。
- 町が実施する地球温暖化対策に協力します。

- 事業者及び環境保全活動団体が実施する温室効果ガスの排出削減等に関する取組であって、多くの町民の参加によりその効果を発揮するものに協力します。
- 家族や職場の同僚など、周りの人にも広めることで、地球温暖化対策を町民全体での取組に発展させていくことに協力します。
- 旅行等で町内に一時的に滞在する者は、町が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めます。

(4) 環境保全活動団体の役割

- 地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深めるとともに、その環境の保全に寄与する活動において、温室効果ガスの排出削減等に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めます。

(5) 県地球温暖化防止活動推進センターの役割

- 町と連携・協働して、地球温暖化対策に関する情報収集に努め、普及啓発を行うとともに、地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ります。

(6) 県気候変動適応センターの役割

- 本町の気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析・提供及び技術的助言を行います。

(7) 県地球温暖化防止活動推進員の役割

- 町や鹿児島県地球温暖化防止活動推進センター等と連携・協働して、町民に身近な地球温暖化対策についての啓発や助言、情報提供等を行います。
- 自ら積極的に温暖化防止活動を行うとともに、常に資質の向上に努めます。

(8) 大学等教育・研究機関の役割

- 町と連携して、情報の収集や整理、町内における環境課題の解決等についての研究を行います。町をはじめとする各主体に、必要な情報を提供したり活動等をサポートします。発達段階に応じた環境教育や、環境保全について主体的に考え、自主的に行動することができる人材の育成について協力します。
- 町と連携・協働して、地球温暖化対策に関する情報収集に努め、普及啓発を行うとともに、地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ります。

3 計画の進捗管理

(1) 計画の実施状況の把握と評価・点検

本計画の実行性を高めるため、必要に応じて温室効果ガス排出量を推計し、計画に基づく対策・施策の実施状況について把握して、本部会議等において評価・点検し、必要に応じて対策・施策を見直します。

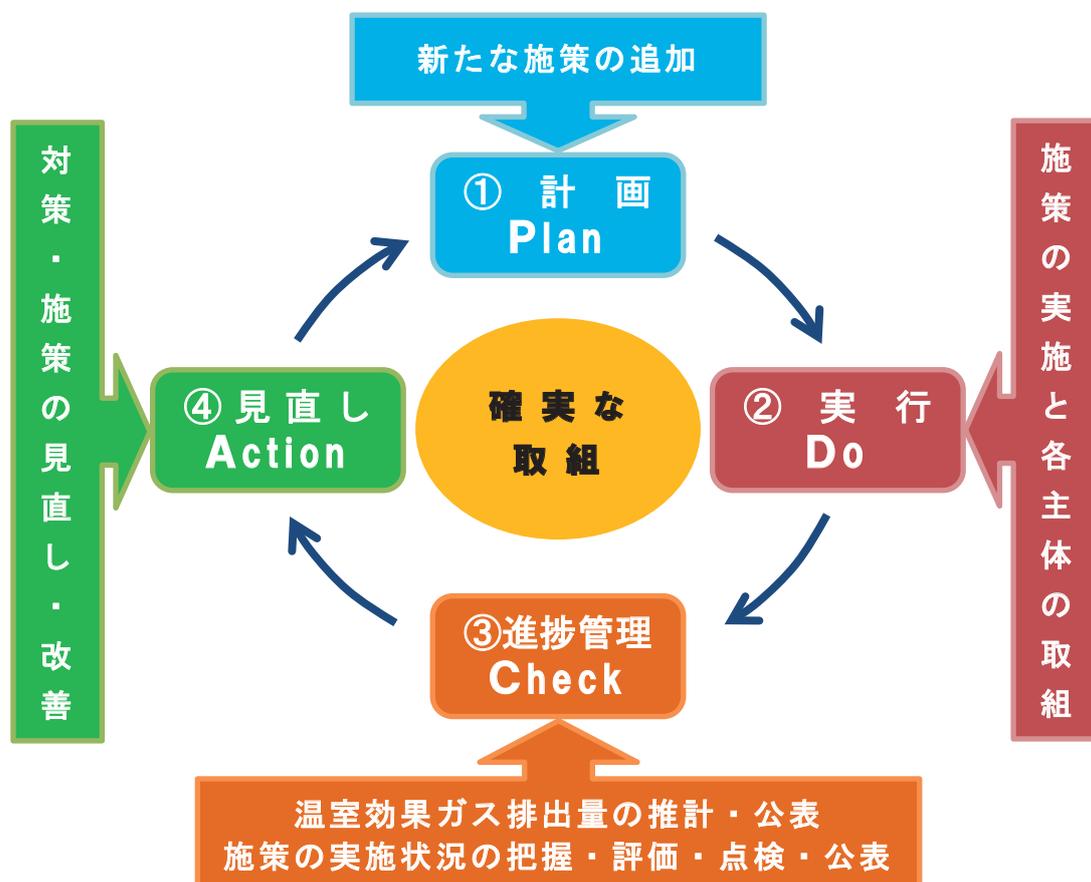
(2) 計画の実施状況の公表

本計画に基づく対策・施策の実施状況について、毎年度、ホームページ等により公表します。

4 計画の見直し

対策・施策の課題や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

目標達成に向けた PDCA サイクル



計画の進捗管理

資料編

1 温室効果ガス排出量の推計方法

本計画における温室効果ガス排出量のうちエネルギー起源二酸化炭素については、環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト「区域政策編」目標設定・進捗管理支援ツールより推計し、メタン、一酸化二窒素、代替フロン4ガス等は「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）令和4年3月 環境省」の推計方法に準じた方法より算定した排出量を基に算定しました。

基本的な算定方法

各温室効果ガス排出量は、温室効果ガスを排出する活動量に排出係数を乗じて算定しました。

$$\text{算定式} \quad \text{各温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

- 活動量とは、温室効果ガス排出量と相関のある排出活動の規模を表す指標で、エネルギーの消費量や焼却量等、活動により異なります。
- 活動量は「3 1990～2020年度現況の活動量推計方法」及び「4 2030年度現状すう勢ケースの活動量推計方法」により算定しました。
- 排出係数とは、活動量当たりの温室効果ガス排出量で、地球温暖化対策推進法施行令第3条及び「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）令和4年3月 環境省」に示された値を用いました。また、電気の排出係数については、九州電力の発電・購入電力量当たりの排出量を推計して使用しました。

二酸化炭素換算値の算定方法

温室効果ガス排出量の二酸化炭素換算値は、各温室効果ガス排出量に地球温暖化係数を乗じて算定しました。

$$\text{算定式} \quad \text{温室効果ガス排出量 (CO}_2\text{)} = \text{各温室効果ガス排出量} \times \text{地球温暖化係数}$$

- 地球温暖化係数とは、温室効果ガスの種類ごとに地球温暖化をもたらす程度をCO₂との比で表したものです。例えば、CH₄の地球温暖化係数は25で、CH₄を1トン排出することはCO₂を25トン排出することと同じ温室効果があることを意味します。

2 2013, 2019 年度現況の活動量推計方法

(1) エネルギー起源二酸化炭素

区分		推計方法概要	資料
産業部門	製造業	環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト「区域政策編」目標設定・進捗管理支援ツールより推計。	
	建設業・鉱業	環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト「区域政策編」目標設定・進捗管理支援ツールより推計。	
	農林水産業	環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト「区域政策編」目標設定・進捗管理支援ツールより推計。	
業務その他部門		環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト「区域政策編」目標設定・進捗管理支援ツールより推計。	
家庭部門		環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト「区域政策編」目標設定・進捗管理支援ツールより推計。	
運輸部門	自動車	環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト「区域政策編」目標設定・進捗管理支援ツールより推計。	
	鉄道	大崎町内に該当する対象物がないものとして算定対象外とした。	
	船舶	大崎町内に該当する対象物がないものとして算定対象外とした。	
	航空	大崎町内に該当する対象物がないものとして算定対象外とした。	
エネルギー転換部門		大崎町内に該当する対象物がないものとして算定対象外とした。	

(2) メタン

区分		推計方法概要	資料
農業分野	水田	鹿児島県における水稲の作付面積を大崎町と鹿児島県の経営耕地面積の比率で按分して推計。	九州農林水産統計年報
	消化管内発酵	大崎町における家畜の飼養頭数を基に推計。	県統計年鑑
	家畜排せつ物管理	大崎町における家畜の飼養頭羽数を基に推計。	県統計年鑑
	農作物残さの野焼き	鹿児島県における農作物の収穫量と残さの比率・野焼きされる割合より求めた農業廃棄物の屋外焼却量を大崎町と鹿児島県の経営耕地面積の比率で按分して推計。	九州農林水産統計年報
廃棄物分野	廃棄物の焼却	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物 県内における炉種ごとの一般廃棄物焼却量を基に推計。ただし、大崎町内の焼却設備はないため、値はゼロとした。 産業廃棄物 県内における産業廃棄物焼却量を基に推計。ただし大崎町内に該当施設がないため、値はゼロとした。 	一般廃棄物処理実態調査結果 産業廃棄物実態調査報告書 県産業廃棄物税効果検証調査
	廃棄物の埋立	<ul style="list-style-type: none"> 県内における一般廃棄物、産業廃棄物埋立量と組成割合、構造割合、水分割合より求めた廃棄物の埋立量を基に推計。ただし大崎町内に該当施設がないため、値はゼロとした。 	一般廃棄物処理実態調査結果 エコパークかごしま搬入実績

区分		推計方法概要	資料
廃棄物分野	排水の処理	<ul style="list-style-type: none"> 産業排水 製造業の業種別用水量と排水割合・有機物量より求めた排水中の有機物量を大崎町と鹿児島県の世帯数の比率で按分して推計。 終末処理場 鹿児島県における終末処理水量を基に大崎町と鹿児島県の世帯数の比率で按分して推計。 し尿処理施設 鹿児島県におけるし尿、浄化槽汚泥処理量を大崎町と鹿児島県の世帯数の比率で按分して推計。 コミュニティプラント、浄化槽、くみ取り便槽 鹿児島県における処理対象人員を大崎町と鹿児島県の世帯数の比率で按分して推計。 	工業統計調査 流域別下水道整備総合計画調査施設及び業務概況に関する調一般廃棄物処理実態調査結果 産業廃棄物実態調査報告書 県産業廃棄物税効果検証調査
	自動車の走行	<ul style="list-style-type: none"> 平成2～24年度 車種別自動車総走行距離を、全国と大崎町における自動車保有台数の比率で按分して求めた車種別自動車走行距離を基に推計。 平成25年度以降 大崎町における燃料別・車種別エネルギー消費量を基に推計。 	県交通統計 自動車輸送統計年報 自動車燃料消費量統計年報
燃料の燃焼分野	ボイラー・ガス 又はガソリン機関	県の排出量を、県と大崎町における製造業の事業所数の比率で按分して推計。	日本国温室効果ガスインベントリ報告書 大気汚染防止法施行状況調査 県環境白書
	家庭用機器	県庁所在地における世帯当たりエネルギー消費量より県内の世帯当たりエネルギー消費原単位を求め、これに鹿児島県の世帯数を乗じて求めた家庭用エネルギー消費量と家庭用都市ガス消費量実績値を基に推計。その値を大崎町の世帯数の比で按分した。	家計調査 国勢調査 ガス事業年報 ガス事業者アンケート 県統計年鑑
	船舶	船舶のエネルギー消費量を、全国と鹿児島県における入港船舶総トン数（内航船）の比率で按分して求めた船舶用エネルギー消費量を基に推計。ただし大崎町内に港湾がないため、値はゼロとした。	総合エネルギー統計 港統統計年報

(3) 一酸化二窒素

区分		推計方法概要	資料	
農業分野	家畜の排せつ物管理	大崎町における家畜の飼養頭羽数を基に推計。	県統計年鑑	
	農作物残さの野焼き	鹿児島県における農作物の収穫量と残さの比率・野焼きされる割合より求めた農業廃棄物の屋外焼却量を大崎町と鹿児島県の経営耕地面積の比率で按分して推計。	九州農林水産統計年報	
	農用地の土壌	農作物残さのすき込み	鹿児島県における農作物の収穫量と乾物率・残さの比率・すき込みされる割合より求めた作物残さ量を大崎町と鹿児島県の経営耕地面積の比率で按分して推計。	九州農林水産統計年報
		肥料の施肥	鹿児島県における農作物の作付面積を大崎町と鹿児島県の経営耕地面積の比率で按分して推計。	九州農林水産統計年報 県統計年鑑
廃棄物分野	廃棄物の焼却	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物 県内における炉種ごとの一般廃棄物焼却量を基に推計。ただし大崎町内に該当施設がないため、値はゼロとした。 産業廃棄物 県内における産業廃棄物焼却量を基に推計。ただし、大崎町内に該当施設がないものとし、値はゼロとした。 	一般廃棄物処理実態調査結果 産業廃棄物実態調査報告書 県産業廃棄物税効果検証調査	

区分		推計方法概要	資料
廃棄物分野	排水の処理	<ul style="list-style-type: none"> 産業排水 製造業の業種別用水量と排水割合・有機物量より求めた排水中の有機物量を大崎町と鹿児島県の世帯数の比率で按分して推計。 終末処理場 鹿児島県における終末処理水量を基に大崎町と鹿児島県の世帯数の比率で按分して推計。 し尿処理施設 鹿児島県におけるし尿、浄化槽汚泥処理量を大崎町と鹿児島県の世帯数の比率で按分して推計。 コミュニティプラント、浄化槽、くみ取り便槽 鹿児島県における処理対象人員を大崎町と鹿児島県の世帯数の比率で按分して推計。 	工業統計調査（経済センサス：活動調査） 流域別下水道整備総合計画調査施設及び業務概況に関する調査 一般廃棄物処理実態調査結果 産業廃棄物実態調査報告書 県産業廃棄物税効果検証調査
	自動車の走行	<ul style="list-style-type: none"> 平成2～24年度 車種別自動車総走行距離を、全国と大崎町における自動車保有台数の比率で按分して求めた車種別自動車走行距離を基に推計。 平成25年度以降 大崎町における燃料別・車種別エネルギー消費量を基に推計。 	県交通統計 自動車輸送統計年報 自動車燃料消費量統計年報
燃料の燃焼分野	ボイラー・ガス又はガソリン機関	全国の排出量を、全国と鹿児島県におけるばい煙発生施設数の比率で按分し、その値を鹿児島県と大崎町の製造業の事業所数の比率で按分して推計。	日本国温室効果ガスインベントリ報告書 大気汚染防止法施行状況調査 県環境白書
	家庭用機器	県庁所在地における世帯当たりエネルギー消費量より県内の世帯当たりエネルギー消費原単位を求め、これに鹿児島県の世帯数を乗じて求めた家庭用エネルギー消費量と家庭用都市ガス消費量実績値を基に推計。その値を大崎町の世帯数の比で按分した。	家計調査 国勢調査 ガス事業年報ガス事業者アンケート 県統計年鑑
	船舶	船舶のエネルギー消費量を、全国と鹿児島県における入港船舶総トン数（内航船）の比率で按分して求めた船舶用エネルギー消費量を基に推計。ただし大崎町内に港湾がないため、値はゼロとした。	総合エネルギー統計 港湾統計年報
製品の使用分野	麻酔剤の使用	全国の排出量を全国と県内の病院病床数の比率で按分して推計。その値を大崎町の人口比で按分した。ただし、大崎町の値はゼロとした。	日本国温室効果ガスインベントリ報告書 医療施設調査

(4) 代替フロン等4ガス

区分		推計方法概要	資料
ハイドロフルオロカーボン類	家庭用冷蔵庫の使用・廃棄	全国の排出量を、全国と県内の世帯数の比率で按分して推計。その値を大崎町の世帯数の比で按分した。	日本国温室効果ガスインベントリ報告書 国勢調査 県統計年鑑
	業務用冷凍空調機器の使用・廃棄	全国の排出量を、全国と県内の事業所数の比率で按分して推計。その値を大崎町の事業所数の比で按分した。	日本国温室効果ガスインベントリ報告書 県統計年鑑
	自動販売機の使用・廃棄	全国の排出量を、全国と県内の人口の比率で按分して推計。その値を大崎町の人口の比で按分した。	日本国温室効果ガスインベントリ報告書 人口統計資料集 県統計年鑑

区分		推計方法概要	資料
ハイドロフルオロカーボン類	家庭用エアコンの使用・廃棄	全国の排出量を，全国と県内の世帯数の比率で按分して推計。その値を大崎町の世帯数の比で按分した。	日本国温室効果ガスインベントリ報告書 国勢調査 県統計年鑑
	カーエアコンの使用・廃棄	全国の排出量を，全国と県内の自動車保有台数の比率で按分して推計。その値を大崎町の自動車保有台数の比で按分した。	日本国温室効果ガスインベントリ報告書 自動車保有台数
	発泡剤の使用	全国の排出量を，全国と県内の世帯数の比率で按分して推計。その値を大崎町の世帯数の比で按分した。	日本国温室効果ガスインベントリ報告書 国勢調査 県統計年鑑
	消火剤の使用	全国の排出量を，全国と県内の世帯数の比率で按分して推計。その値を大崎町の世帯数の比で按分した。	日本国温室効果ガスインベントリ報告書 国勢調査 県統計年鑑
	エアゾールの使用・廃棄	・一般用 全国の排出量を，全国と県内の人口の比率で按分して推計。その値を大崎町の人口の比で按分した。 ・医療用 全国の排出量を，全国と県内の病院病床数の比率で按分して推計。その値を大崎町の人口の比で按分した。	日本国温室効果ガスインベントリ報告書 人口統計資料集 県統計年鑑 医療施設調査
	半導体・液晶製造	大崎町内に該当する事業所がないものとして算定対象外とした。	——
パーフルオロカーボン類	溶剤，半導体・液晶製造	大崎町内に該当する事業所がないものとして算定対象外とした。	——
六ふつ化硫黄	半導体・液晶製造，電気設備	大崎町内に該当する事業所がないものとして算定対象外とした。	——
三ふつ化窒素	半導体・液晶製造	大崎町内に該当する事業所がないものとして算定対象外とした。	——

3 2030年度現状すう勢ケースの活動量推計方法

※将来推計を基にした伸び率とは、2019年度から2030年度の伸び率をいいます。

(1) エネルギー起源二酸化炭素

区分		推計方法概要
産業部門	製造業	環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト「区域政策編」目標設定・進捗管理支援ツールより推計。
	建設業・鉱業	環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト「区域政策編」目標設定・進捗管理支援ツールより推計。
	農林水産業	環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト「区域政策編」目標設定・進捗管理支援ツールより推計。
業務その他部門		環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト「区域政策編」目標設定・進捗管理支援ツールより推計。
家庭部門		環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト「区域政策編」目標設定・進捗管理支援ツールより推計。
運輸部門	自動車	環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト「区域政策編」目標設定・進捗管理支援ツールより推計。
	鉄道	大崎町内に該当する対象物がないものとして算定対象外とした。
	船舶	大崎町内に該当する対象物がないものとして算定対象外とした。
	航空	大崎町内に該当する対象物がないものとして算定対象外とした。
エネルギー転換部門		大崎町内に該当する対象物がないものとして算定対象外とした。

(2) 非エネルギー起源二酸化炭素

区分	推計指標	推計方法概要
工業プロセス分野		大崎町内に該当する施設がないものとして算定対象外とした。
廃棄物分野	廃棄物の焼却	大崎町内に該当する施設がないものとして算定対象外とした。

(3) メタン

区分	推計指標	推計方法概要	
農業分野	水田	水稲作付面積 九州農林水産統計年報	
	消化管内発酵	<ul style="list-style-type: none"> ・牛 乳・肉用牛飼養頭数 ・馬 飼養頭数 ・山羊 飼養頭数 ・豚 飼養頭数 	飼養頭数は、今後大きな伸びがないものとし、2015～2019年度平均値により推計。
	家畜排せつ物管理	<ul style="list-style-type: none"> ・牛 乳・肉用牛飼養頭数 ・馬 飼養頭数 ・山羊 飼養頭数 ・豚 飼養頭数 ・鶏 卵・肉用種飼養頭数 	飼養頭数は、今後大きな伸びがないものとし、2015～2019年度平均値により推計。

区分		推計指標	推計方法概要
農業分野	農作物残さの野焼き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲 作付面積 ・ 野菜, 麦類, ばれいしょ, 工芸作物 作付面積 ・ 豆類 作付面積 	作付面積は, 今後大きな伸びがないものとし, 2015～2019年度平均値により推計。
	廃棄物の焼却	大崎町内に該当する施設がないものとして算定対象外とした。	
廃棄物分野	廃棄物の埋立	大崎町内に該当する施設がないものとして算定対象外とした。	
	排水の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業排水 用水量 ・ 終末処理場 →世帯数 ・ し尿処理施設, コミュニティプラント, 浄化槽 し尿処理人口 →世帯数 ・ くみ取り便槽 くみ取り便槽人口→世帯数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業排水 用水量は, 減少傾向にあるものの, 今後変動がないものとし, 2019年度値により推計。 ・ 終末処理場, し尿処理施設, コミュニティプラント, 浄化槽, し尿処理人口, くみ取り便槽 今後も過去の傾向に従って推移するものとし, 世帯数の伸び率を約92%として推計。
燃料の燃焼分野	自動車の走行	自動車保有台数	一人当たり自動車保有台数の将来推計値と「都道府県別一般世帯数の将来推計(国立社会保障・人口問題研究所)」による人口の将来推計を基に, 自動車保有台数の伸び率100%として, 2019年度の値で推計。
	ボイラー・ガス又はガソリン機関	事業所数	事業所数は, 今後も過去の傾向に従って推移するものとし, 伸び率を約92%として推計。
	家庭用機器	世帯数	世帯数は, 「都道府県別一般世帯数の将来推計(国立社会保障・人口問題研究所)」による将来推計を基に, 伸び率を約92%として推計。
	船舶	大崎町内に該当する対象物がないものとして算定対象外とした。	

(4) 一酸化二窒素

区分		推計指標	推計方法概要
農業分野	家畜の排せつ物管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 牛 乳・肉用牛飼養頭数 ・ 馬 飼養頭数 ・ 山羊 飼養頭数 ・ 豚 飼養頭数 ・ 鶏 卵・肉用種飼養頭数 	飼養頭数は, 今後大きな伸びがないものとし, 2015～2019年度平均値により推計。
	農作物残さの野焼き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲 作付面積 ・ 野菜, 麦類, ばれいしょ, 工芸作物 作付面積 ・ 豆類 作付面積 	作付面積は, 今後大きな伸びがないものとし, 2015～2019年度平均値により推計。

区分		推計指標	推計方法概要
農業分野	農作物残さのすき込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲 作付面積 ・ 果樹 作付面積 ・ 野菜, 茶樹, 麦類, ばれいしょ, そば, たばこ, 工芸作物 作付面積 ・ 豆類 作付面積 ・ かんしょ 作付面積 	作付面積は, 今後大きな伸びがないものとし, 2015～2019年度平均値により推計。
	農用地の土壌 肥料の施肥	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲 作付面積 ・ 果樹 作付面積 ・ 野菜, 茶樹, 麦類, ばれいしょ, そば, たばこ, 工芸作物 作付面積 ・ 豆類 作付面積 ・ かんしょ 作付面積 ・ 飼料作物 作付面積 	作付面積は, 今後大きな伸びがないものとし, 2015～2019年度平均値により推計。
廃棄物分野	廃棄物の焼却	大崎町内に該当する施設がないものとして算定対象外とした。	
	排水の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業排水 用水量 ・ 終末処理場 →世帯数 ・ し尿処理施設, コミュニティプラント, 浄化槽 し尿処理人口 →世帯数 ・ くみ取り便槽 くみ取り便槽人口→世帯数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業排水 用水量は, 減少傾向にあるものの, 今後変動がないものとし, 2019年度値により推計。 ・ 終末処理場, し尿処理施設, コミュニティプラント, 浄化槽, し尿処理人口, くみ取り便槽 今後も過去の傾向に従って推移するものとし, 世帯数の伸び率を約92%として推計。
燃料の燃焼分野	自動車の走行	自動車保有台数	一人当たり自動車保有台数の将来推計値と「都道府県別一般世帯数の将来推計(国立社会保障・人口問題研究所)」による人口の将来推計を基に, 自動車保有台数の伸び率100%として, 2019年度の値で推計。
	ボイラー・ガス 又はガソリン機関	事業所数	事業所数は, 今後も過去の傾向に従って推移するものとし, 伸び率を約92%として推計。
	家庭用機器	世帯数	世帯数は, 「都道府県別一般世帯数の将来推計(国立社会保障・人口問題研究所)」による将来推計を基に, 伸び率を約92%として推計。
	船舶	大崎町内に該当する対象物がないものとして算定対象外とした。	
製品の 使用分野	麻酔剤の使用	大崎町内に該当する事業所がないものとして算定対象外とした。	

(5) 代替フロン等4ガス

区分	推計指標	推計方法概要
ハイドロフルオロカーボン類	家庭用冷蔵庫の使用・廃棄	世帯数 世帯数は、「都道府県別一般世帯数の将来推計（国立社会保障・人口問題研究所）」による将来推計を基に、伸び率を約92%として推計。
	業務用冷凍空調機器の使用・廃棄	事業所数 事業所数は、今後も過去の傾向に従って推移するものとし、伸び率を約92%として推計。
	自動販売機の使用・廃棄	人口 人口は、「都道府県別一般世帯数の将来推計（国立社会保障・人口問題研究所）」による将来推計を基に、伸び率を約90%として推計。
	家庭用エアコンの使用・廃棄	世帯数 世帯数は、「都道府県別一般世帯数の将来推計（国立社会保障・人口問題研究所）」による将来推計を基に、伸び率を約92%として推計。
	カーエアコンの使用・廃棄	車の保有台数 一人当たり自動車保有台数の将来推計値と「都道府県別一般世帯数の将来推計（国立社会保障・人口問題研究所）」による人口の将来推計を基に、自動車保有台数の伸び率100%として、2019年度の値で推計。
	発泡剤の使用	世帯数 世帯数は、「都道府県別一般世帯数の将来推計（国立社会保障・人口問題研究所）」による将来推計を基に、伸び率を約92%として推計。
	消火剤の使用	世帯数 世帯数は、「都道府県別一般世帯数の将来推計（国立社会保障・人口問題研究所）」による将来推計を基に、伸び率を約92%として推計。
	エアゾールの使用・廃棄	・一般用人口 ・医療用人口 ・一般用、医療用人口は、「都道府県別一般世帯数の将来推計（国立社会保障・人口問題研究所）」による将来推計を基に、伸び率を約90%として推計。
半導体・液晶製造	大崎町内に該当する事業所がないものとして算定対象外とした。	
パーフルオロカーボン類	溶剤、半導体・液晶製造	大崎町内に該当する事業所がないものとして算定対象外とした。
六ふつ化硫黄	半導体・液晶製造、電気設備	大崎町内に該当する事業所がないものとして算定対象外とした。
三ふつ化窒素	半導体・液晶製造	大崎町内に該当する事業所がないものとして算定対象外とした。

大崎町地球温暖化対策実行計画

〔区域施策編〕

令和5年2月

【作成支援機関】

一般財団法人 鹿児島県環境技術協会

(一社)地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である「令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」により作成